

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会会議録			
日 時	平成 23 年 6 月 3 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査		
出席委員	前田委員長、千葉副委員長、秋元・成田（祐）・小貫・鈴木・ 上野・林下・北野各委員		
説明員	市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・ 建設・教育・病院局経営管理各部長、生活環境部参事、消防長、 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 20px;">委員長</p> <p style="margin-left: 20px;">署名員</p> <p style="margin-left: 20px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">書 記</p>			

○委員長

会議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

過日開催されました当委員会におきまして委員各位の御支持をいただき、委員長に就任いたしました前田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。もとより微力ではございますが、副委員長をはじめ、委員各位並びに理事者各位の御協力をいただきながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、副委員長には千葉委員が就任いたしましたので、御報告をいたします。

(副委員長あいさつ)

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、上野委員を御指名いたします。

市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「市職員による政治資金規正法違反について」

○市長

今回、市職員が政治資金規正法に違反し、起訴され、略式命令が下されることとなりました。改めておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

本日は、この問題について、現時点で確認できている事件の概要、事件発覚からの経過などについて報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後につきましては、外部委員による調査委員会の状況などを含め、適宜報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、配付をさせていただいております資料につきまして、総務課長から報告をさせます。よろしくお願いいたします。

○(総務)総務課長

市職員による政治資金規正法違反につきまして資料をお配りしてございますので、まず資料1に基づきまして説明させていただきます。

(1) 事件の概要についてでありますけれども、平成23年3月中旬ごろ、総務部長室において、総務部長は、「中松よしはる後援会」事務局長から、同後援会が同月22日に開く政治資金パーティー「中松よしはるを励ますタベ」の入場券150枚を渡され、「中松さんのパーティー券ができたので協力してほしい」「無理しなくともよいし、余しても構わないのでお願いしたい」などと言われ、販売を依頼されました。

総務部長は、副市長及び総務部内の管理職にパーティー券の購入について協力を求め、販売するとともに、各部の部長等13名に対して、それぞれの部長室等において、管理職の人数を勘案して、パーティー券合計129枚を渡し、「管理職に声をかけてみてほしい。余ってもいいので無理をしなくてもいい」旨を伝え、所属職員への販売について協力を求めたところでございます。

総務部長から協力を求められた各部長等は、それぞれの職場の管理職に、みずからの部長室やそれぞれの職場において、パーティー券の購入について協力を求め、販売いたしました。

今回、販売されたパーティー券の枚数は、総務部20枚、財政部7枚、産業港湾部15枚、生活環境部10枚、医療保険部7枚、福祉部9枚、保健所2枚、建設部14枚、消防本部7枚、病院局15枚、水道局10枚、教育委員会15枚、議会事務局2枚、監査委員事務局2枚、合計で135枚となっております。

今回、これらのパーティー券の販売にかかわった総務部長及び当時の部長職の10名の行為が、いずれも地位利用による政治資金パーティー券の売買に関与するもので、総務部長は、みずからパーティー券を販売し、及び他の部

長職に販売を求めたことから、政治資金規正法第22条の9第1項及び第2項に違反、他の部長職はパーティー券を販売したことから、同条第1項に違反するものとされたものでございます。

今回報告させていただく内容につきましては、現時点で把握しているものでございます。また、職名については、3月時点のものでお話しさせていただいております。

2ページは、部別のパーティー券の依頼・販売数の表となっております。それぞれの部ごとに、総務部長から協力を求められた部長等の職名、依頼された枚数、販売した枚数、返却した枚数を一覧にしております。

総務部の依頼された枚数の欄の21に※印をつけてございますが、この数値は、表の一番下に注釈を記載してございますけれども、後援会から渡された150枚から、2行目にございます財務部、14行目にございます監査委員事務局までの13部局に依頼した129枚を差し引いた数字と整理させていただいております。

全体では、一番下の合計にございますように、135枚のパーティー券が市役所で販売されたこととなります。

3ページは今、話した135枚のパーティー券を購入した職員を記載した表でございます。内容的にはそういう形になってございますので、御参照いただきたいと思います。

4ページは、事件発覚からの経過をまとめたものです。

主な部分だけを説明させていただきますけれども、4月25日夜に、警察による市職員に対する事情聴取が始まっております。5月1日の午前10時に副市長が記者会見を行いました。その日の夜に総務部長が逮捕されることになり、5月2日、夜中ですが、午前1時30分に副市長がこの緊急の記者会見を行ってございます。5月2日には中松市長が初登庁しましたけれども、午前9時に緊急の部長会議を招集するとともに、午後4時の就任あいさつにおいて、職員に法令遵守等の訓辞を行ったところでございます。また、同日午前11時に、市長が記者会見を行ってございます。5月20日には、総務部長ほか当時の10名の部長が起訴され、略式命令を受け、午後7時に市長がこの件について記者会見を行ってございます。

5ページは、刑事処分の内容についてです。

山崎当時総務部長は、罰金30万円、選挙権及び被選挙権を有しない期間が5年となっております。貞原財政部長以下、当時の部長10名が罰金15万円、選挙権及び被選挙権を有しない期間4年ということです。

政治資金規正法の関係条項につきましては、第22条の9第1項及び第2項、第26条の4第3号及び第4号、第28条第1項及び第3項で、後ほど資料3で説明させていただきたいと思います。

続きまして資料2についてでございます。

資料2は、本年3月1日現在の市の機構図に課長職以上の氏名を記載した資料となっております。この資料につきましては、パーティー券を購入した、しないにかかわらず、課長職以上のすべての職員の氏名を記載してございます。

なお、氏名に網かけしている部分がございすけれども、3月中に退職した職員を表しております。

また、数値が記載されている部分がございすけれども、その職にいる職員の人数を表してございます。例で申し上げますと、1ページの右上、総務部企画政策室の主幹のところは5とございすけれども、この5は企画政策室の主幹が5名いるということを表してございます。

次に、資料3ですけれども、今回の政治資金規正法の関係条項を抜粋したものでございます。

第22条の9で、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限が規定されてございます。

第26条の4は罰則の規定となっております。第22条の9に触れたときの罰則の規定の条項をここでお示ししてございます。

次に、2ページ目でございますが、第28条の罰則の規定についてでございますけれども、こちらについては選挙権及び被選挙権を有しない期間について規定がされている部分でございます。

続きまして、資料 4 について説明させていただきます。

資料 4 は、外部委員による調査委員会についての資料です。

(1) 名称は、仮称でございますけれども、「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会」。

(2) 所掌事項につきましては、①事件の全容の把握、②事件の原因の調査、③再発防止策の検討としてでございます。

(3) 委員構成につきましては 4 名を予定しております、札幌弁護士会から推薦をいただいた肘井博行弁護士、佐々木潤弁護士、小樽商科大学から推薦をいただいた結城洋一郎教授、それと小樽市総連合町会から 1 名を推薦いただくこととしてございます。

(4) 設置時期は、人選を決定後、速やかに設置したいというふうに考えてございます。

(5) 委員会の進め方は、各委員の協議で行っていくことにしてございます。

この調査委員会の検討結果を市長に報告していただき、その報告を受けた市長は、議会に対して報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

資料 4 の 2 枚目、3 枚目は、要綱の案をつけてございます。

最後に、資料 5 ですけれども、本年 2 月 28 日に庁内の全課に出された「統一地方選挙における職員の服務規律の確保について」の庁達となっております。

○委員長

これより、各会派の質問に入りますので、報道関係の方は後方に移動されますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより質問に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

○小貫委員

最初に、この特別委員会の前提として確認しておきたいと思うのですが、全容解明が進み、これから新たな事実が明らかになる中で、委員会の中で話したことと事実が異なった場合なのですが、そういう場合は任命権者としての市長の責任が重いと思うのです。その際には、やはり今回の減給だけでは済まされないと思います。

それで、大変失礼だとは思いますが、この特別委員会での答弁というものは、うそ偽りのないものかどうかで確認しておきたいのですが、よろしいでしょうか。

○市長

私は、今までも含めまして、正直に話をさせていただいてきているつもりでございますし、これから行われます特別委員会においても同様に、正直にすべてを話させていただきたいというふうに思っております。

○小貫委員

◎事件に対する認識について

それでは、本題に入って、この事件に対する認識についてお伺いをいたします。

先日の臨時会で、市長は、北野議員の再々質問に対して、今回の問題というのは法の問題、こういったことについて認識が甘かったのではないかと答弁しており、市職員の法に対する認識の欠如が今回の事件を招いたということをおっしゃいました。民間企業のトップを務めていた市長に伺いますけれども、民間企業においてこの法令の遵守についてはどのように徹底してきたのか、また、それに照らしてこの市役所の体制はどうか、ぜひ御自身の経験を踏まえて説明してください。

○市長

私が民間に勤務しておりましたときには、私自身もコンプライアンスの問題について、いろいろと真剣に取り組

んできた一人であります。それから、民間といっても、少なくとも私が経験した企業ということで御判断いただきたいのですが、そこではそれぞれコンプライアンス委員会というものがあり、コンプライアンスを担当する職員がいたわけでございます。今後、市においても同様に、このコンプライアンスの問題については、真剣に取り組んでいかなければいけないため、それにはどういう形がよいのかを含め、今後検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○小貫委員

今の答弁を聞いていますと、市内部には、要はコンプライアンスを徹底する部署が現時点ではないということではよろしいのでしょうか。

○市長

私は民間企業のことで御質問いただきましたので、市がどういう形になっているのかということはまだよく承知しておりません。民間と比較し、現在、市の中でコンプライアンスの問題についてどう取り組んでいるのか、そういったことを踏まえて対処をしていきたいということではございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○小貫委員

地方公務員法の第39条に、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」とあるのです。ということは、要は市長や副市長になるのか、あるいは、研修担当の部署において、結局、法の認識というのが甘かったということではよろしいのでしょうか。

○総務部次長

今、小貫委員から御指摘いただいた職員研修等の問題でございますけれども、我々公務員は、採用時に1週間から10日間ぐらいの職員研修の中で、地方公務員法のいわゆる基本となるべき事項についても研修をいたしております。そういうものも含めて、職員研修というのはさまざまな項目でやってございますが、今、御指摘のあったように、コンプライアンスという部分に特化した研修というのは確かに不足していると思えますので、それも含めて、今後は検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

◎法の認識の欠如が蔓延している原因について

検討していきたいということなのですが、それではなぜ今の段階でこういう法の認識の欠如が蔓延しているのか。そういうことが今回の事件を受けて明らかにならない限り、どうやって徹底を図っていくのかということがあると思うのですが、この原因については、どういうふうにお考えなのでしょうか。

○総務部長

法の認識の欠如が蔓延していることの原因についての尋ねでございますけれども、今、次長のほうからも答弁申し上げましたが、これまでも組織として、さまざまな研修を行いながら、職員のスキルアップを図りながら来ているわけです。しかし、やはりこういう結果になったということ、こういう事態を招いてしまったということをお考えますと、組織として、とりわけ公務員倫理の意識についての対応がやはり不足しているのではないかとこのように感じざるを得ない部分がございますので、今後はそのあたりを組織として十分考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○小貫委員

共産党は、この間、相乗り原因があると、そして日本共産党を除くオール与党体制に原因があるのだと、そういうことを議会で述べてきました。それで、法令遵守の意識が甘いということの原因の一つも、私はここにあるというふうに思うのです。

それで、市がこの間、市民に対してどのような行動をとっているのかといえば、やはり法に照らして厳しく接してきたわけですね。例えば国民健康保険料が払えなかった人が病院にかかろうとして相談に来ました。まずは病

院に行くことが先決なのに、市はお金を払ってからと、それは決まりですと。決まりはないと思うのですけれども、そういう対応をすると。こういうことはそれぞれの部で心当たりがあると思うのですけれども、規律だとか規則だとか法律だとか、これを守ることは大事なのですが、市民に対してそういう厳しい対応をしておきながら、みずからのときは法律を知らなかったと。そういうことでは、市民から見てもまず許されるものではないと。今市民が大きくそこに怒っている原因があるのではないかというふうに思います。

◎組織ぐるみと批判される原因について

それで、次に行きたいと思うのですけれども、提出された資料を見ますと、課長職以上の職員数に応じて割り当てられているということが、組織的にやられているといわれる理由ではないかと私は思うのですけれども、市役所内で組織ぐるみと批判される原因は何だとお考えでしょうか。

○総務部次長

確かに、今、小貫委員がおっしゃったように、今回の件につきましては、結果として多数の部局が関係しておりますし、多数の管理職が購入したという事実は間違いなくございます。そういう面では、結果として、そういう形で市役所全体という御批判については、もう素直に否定することはできないというふうに思っております。

○小貫委員

◎販売を依頼したときの各部長の対応について

山崎生活環境部参事に伺いたいのですけれども、5月28日の北海道新聞で、記者から「各部長に依頼するときに、まずくないですかという話はなかったのか」と問われて、「それは委員会でお話したい」というふうに答えているものですから、お話いただきたいと思います。

○生活環境部参事

冒頭まずこのたびの事件で、市民の皆様はじめ市役所に対する信頼を揺るがすことになりまして、大変申しわけなく、深くおわびをいたします。

20日に略式命令を受けて以降、若干体調を崩しておりまして、今も実は見た目よりも体調が悪く、答弁は皆様に御迷惑をかけるかもしれませんけれども、できる限りのことを話させていただきます。先週来、記者会見をやらせていただきましたが、議員の皆様には話をする機会がなく、今日はこういった形になりまして、御迷惑をおかけしたことをまことに申しわけなく思っております。

では、答弁申し上げますけれども、一つは、私が各部局長に依頼したとき、各部局長からの返事というか、対応の話ですよ。それにつきましては、私が各部局長の部屋に行ったときに協力をお願いしてきました。ですから、その段階で各部局長からこれについては協力できないとか、そういう形の返事はなかったということでございます。

○小貫委員

◎選挙管理委員会事務局に依頼しなかった理由について

今、各部局長のところに行って販売したということでしたけれども、今回出された資料でちょっと気になっているのが、選挙管理委員会事務局に行っていないということです。選挙管理委員会事務局を挟んで両隣の観光振興室と監査委員事務局、向かいの環境課と廃棄物対策課には行っています。なぜ選挙管理委員会事務局に行かなかったのかということが大変疑問なわけですけれども、これは4年前に選挙管理委員会事務局から指摘を受けて、政治資金規正法違反に触れるという認識があったから、選挙管理委員会事務局に行かなかったのではないかと疑わざるを得ないのですがどうでしょうか。

○生活環境部参事

政治資金規正法に関する認識については、私はありませんでした。これは言える話ではありませんし、恥ずかしい話ですけれども、政治資金規正法第22条の9に関するパーティー券の扱いについて認識はありませんでした。ですから、各部局長をお願いをしました。

選挙管理委員会事務局についてですが、当時 1 週間足らずの中でパーティー券の販売を依頼されたという経緯の中で、各部局にお願いをしようと思ったときに、各部局にお願いする枚数も決めましたが、その段階では部長職にお願いをしようと思いました。最初は、監査委員事務局も抜けていると思ったのですが、監査委員事務局は前年まで部長職対応の局だったことを私自身も失念をしております、捜査当局の捜査の段階で監査委員事務局もあったということが後からわかりました。そういう意味からいきますと、選挙管理委員会事務局とか次長職対応のところというのは、基本的には最初から除いていました。ですから、選挙管理委員会事務局の認識については、今お話がありました 4 年前については私自身も全然認識がありませんし、記憶にありませんので、そういう意味で行かなかったということでは決してございません。

○小貫委員

前副市長から何らかの説明を受けて行かなかったのではなく、法に触れるからというのではなくて、選挙管理委員会事務局はいいのではないかとか、そういうこともなかったということによろしいのでしょうか。

○生活環境部参事

今の御質問は、副市長との関係での御質問ですか。

○小貫委員

副市長の話は別として、だれかから選挙管理委員会事務局は行かなくていいのではと言われたのではないですか。

○生活環境部参事

それは一切ございません。私の判断です。

○小貫委員

4 年前は前副市長の山田厚氏が総務部長だったところに選挙管理委員会事務局から指摘されたということなのですが、だったら法令遵守ということは可能だったと思うのですけれども、なぜ遵守されなかったとお考えですか。

○生活環境部参事

私が答弁する立場かどうかは別にして、4 年前の段階で部長職だったのは今ここで私しかいないものですから、私から話をさせていただきますけれども、4 年前の御指摘の件については、実は私も今回の事件が起きて、捜査当局からこういうことがあったということを初めて聞きました。ですから、私自身そういう認識がありませんでした。当時、私は港湾部長という職にあり、第 3 号ふ頭の港湾部の中におりました。その時は、今お話のあったパーティーとかパーティー券についての依頼は一切受けておりませんし、預かったこともありません。

ですから、今お話のあった回収したという話については捜査段階の途中で聞いて初めて知ったという認識でありますので、そのことが庁内できっちり行き渡っていたかどうかということに関しては、当時私は部長職でしたから、そのような話があれば相当のレベルでわかっていたと思うのですけれども、私自身が知らなかったことなので、庁内でもそういうことをわかっている人間はあまりいなかったのではないかというふうに思っております。

○小貫委員

4 年前部長だったということは、4 年前も買われていたということによろしいのでしょうか。

○生活環境部参事

今申し上げましたけれども、4 年前、私は、パーティー券を一切買ってもおりませんし、パーティーがあったことも知りませんでした。捜査当局にも申し上げましたけれども、4 年前についてはパーティー券を買ったこともなければパーティーに出たこともありません。

ただ、平成 11 年は、私はまだ課長職でパーティー券をだれに頼まれたという話はもうほとんど記憶にありませんが、記憶にある 4 年前については一切ございません。

○小貫委員

◎市役所職員の事件に対する考えについて

今、答弁があったように、市役所全体としての法に対する体質というか、そういうものが今問われているということに改めて感じているのですが、一部の報道で、市役所職員労働組合の幹部がパーティー券の問題は大した事件ではないというふうに述べたという報道があるのですけれども、これが事実だとすればとんでもないことだと思うのです。市職員がどのように今回の事件をとらえているのか、そのことを知る手だてがとれないのかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長

今、大した事件ではないというお話があったということですが、やはりこれだけ社会的な反響の大きさを考えますと、大した事件ではないというふうには言えないと私は思っております。

今お尋ねがございました市職員がこの事件に対してどうとらえているのかということについては、まだ詳しく調べておりませんが、今後、順次検討させていただきたいというふうに考えております。

○北野委員

◎全容解明のスタートに必要なことについて

最初に、全容解明のスタートに当たって何が必要と考えているのか、これは市長から御答弁をいただきたい。

○市長

今、議員の皆様にはこの特別委員会でいろいろと内容調査をしていただき、そして、それらの原因やそれに対する再発防止ということをお願いをしているところでございます。また、第三者委員会、外部委員会に同じような形で諮問をいたしまして、いろいろと内容調査や再発防止について取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

○北野委員

◎各部からの報告の内容について

先日配付された資料に関連して若干伺いますが、5月30日の当委員会の理事会で、「各部からこの事件に関して報告を求めているので」という説明がなされました。資料をつくる上での参考にしたと思われませんが、報告では何を求め、何の目的でその項目を記したのか説明してください。

○（総務）総務課長

各部から総務部に対して報告を受けている内容でございますけれども、今回の事件に対して当時の状況を把握するために、パーティー券の販売を依頼された経過や部内でどういう形でパーティー券が販売されたのか、その流れについて報告を求めたところでございます。

○北野委員

◎副市長の対応について

それでは、出席いただいている前総務部長の山崎参事に伺います。山田厚前副市長にパーティー券の販売を市OBの松川氏から依頼されたとの報告に行ったとのことですが、このとき前副市長はあなたに何と言ったのか、何とコメントしたのか、最初に聞かせてください。

○生活環境部参事

正確に覚えているかどうかわかりませんが、一つは後援会から依頼されたときに報告には行っておりません。後援会から依頼されたときに、私はその日のうちに自分で既に各14の部局にパーティー券の枚数を分けて準備をしましたので、翌日の朝、各部局をお願いに行く前に前副市長のところへ伺って、その段階で前副市長に、後援会からこういうものを預かっているので、1枚協力してくれませんかと話しました。前副市長からは、5枚だったと思いますけれども、協力するという話がありましたので、総務部に割り当てた20枚の中から前副市長をお願いしたということでございます。

○北野委員

新聞報道で、あなたが最初に前副市長のところへ行って、また配りましたという報告をしたということだったから私は聞いたのです。前総務部長は山田厚前副市長に報告したときに、今のやりとりがあったと思うのですが、パーティー券の販売を依頼されたことに対してあなたに何かコメントはなかったのか聞いたのです。

○生活環境部参事

後援会から頼まれましたので、こういう形で副市長も協力してくださいと話しました。頼まれたのですかという感じでああ、そうかいという話でした。ですから、私は、それを持って副市長にお願いをしました。

それからもう一つ、当然枚数のこともそのとき話したと思います。150枚程度頼まれましたので、各職員、各部局にお願いするというのも、そのとき話したというふうに思っています。

○北野委員

これは新聞報道の範囲でしか私たちは承知することができないのですが、山崎前総務部長と山田前副市長の間で、山田前副市長からあなたに「協力してやりなさい」とか、表現は別ですが、指示するようなことはなかったとの報道がマスコミで共通しているのですが、それは本当にありませんでしたか。

○生活環境部参事

先ほども答弁しましたがけれども、今回の件につきましては、後援会から依頼をされて、私が自分の判断で14部局に分けてお願いをいたしました。ですから、前副市長に対しても、各部長と同様の認識でお願いしたという認識でおりますので、結果として迷惑をかけることになったというふうに思っておりますが、今御指摘のようなことはございません。

○北野委員

◎市長の処分について

それでは、市長に伺いますけれども、先日の第2回臨時会で、あなたの給与を6月から8月まで10パーセントカット3か月間とするにあたり、これまでの市長の処分という表現ではなかったですけれども、これまで市長が減額した例を踏まえて判断し、市長みずからの処分としては最も重い例に倣ったというような答弁があったわけですが、これは恐らく昨年の第1回定例会で問題となった福祉医療助成の高額療養費未請求問題で、山田前市長が責任を明らかにするというので、第2回定例会でとった対応だったと思うのです。普通は10パーセント3か月ですが、山田前市長に言わせれば、面倒くさいから1か月で3回分ということをやったという説明が当時なされたのですが、そうであれば高額療養費未請求問題と今回のパーティー券では、市役所ぐるみと批判されるようなことと同じ重みで市長はとらえて、みずからを律したということなのですか。

○総務部長

今の御質問に対して私のほうから答弁させていただきますが、先日の臨時会の中で市長から答弁申し上げましたけれども、とにかくまず現時点で速やかに対応させていただくということで、今後、議論の経過を踏まえながら、さらに対処をしていくということで答弁申し上げたわけで、この10パーセント3か月というのが頭打ちだというふうには私どもは考えておりません。

前回の事件と同列かというふうなお尋ねがございましたけれども、やはりこの事件の持つ社会的な反響、大きさ等を考えますと、同列とは言いきれないのではないかというふうに考えております。

○北野委員

◎高額療養費未請求問題での職員の処分について

そうであれば、市長に言わせれば、未請求問題で山田前市長がとった30パーセント1か月カットというのは一番重い例だと、それに倣ったということですが、そのとき関係した職員に対してどういう処分がなされているか、関係の部局から説明してください。

○(総務)職員課長

当時の高額療養費未請求問題に関係する職員の処分についてですが、当該関係者では担当職員が停職 3 か月、後任者が戒告、当時の係長が 2 名おりまして、いずれも減給10分の 1、3 か月、それと当時の課長が 2 名おりまして、1 名は減給10分の 1、3 か月、もう 1 名が減給10分の 1、2 か月、当時の部長が減給10分の 1、1 か月という処分になってございます。

○北野委員

そういう処分をしたことにかかわって、山田前市長は10パーセント 3 か月と、事実上は30パーセント 1 か月という処分にされているのです。そういうことを考えた場合、中松市長は今回の問題で、みずから一番重い処分をとりあえず自分に科したということですが、職員に対する停職を含む処分は当然頭にあつてみずからを律したと思うのですが、今回の場合は停職その他を頭に置いてみずからを律したということなのですか。

○総務部長

停職を念頭に置いてというようなことで、今、御質問がございましたけれども、御存じのように、私どもの処分につきましては法令等で定められておりますので、基本的には法令等に照らし合わせながら考えていかなければいけないと思っていますし、その一方で、先ほど来答弁申し上げますけれども、今回の事件の重大さ、あるいは社会的な反響の大きさを考えますと、以前のものは以前のものであったとしても、今回の事案は今回の事案としてきっちり対応していくべきではないかというふうに考えているところでございます。

○北野委員

そうしたら、昨年的高額療養費未請求問題の職員を処分したことにとらわれないで、この問題の性質の重みを考えて対応していくということで理解してよろしいですね。

○総務部長

基本的には前例というのがありますので、これは参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、これはあくまでも参考でありますので、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、今回の事案は今回の事案として考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○北野委員

◎各部長のパーティー券受け取り、販売の対応について

それでは資料 2 についてですが、これは補職名が記されているわけですが、先ほど説明があったようにパーティー券を購入した職員に関してお一人お一人に伺っていきます。

迫総務部長にお尋ねいたしますけれども、資料 2 の機構図に照らして見れば、あなたの部下であった 5 人の主幹に、あなたはどのように、何を趣旨にして、どういう形でパーティー券を依頼したのですか。

○生活環境部参事

総務部長から答弁があると思っておりますけれども、当時の総務部長は私ですので、事前に私から話をさせていただきかかったのですが、総務部への割当ての 20 枚の中から、私が直接協力をお願いした 1 人、2 人以外については、大きな部署である企画政策室に高速道路推進室を含め管理職が 8 名おりまして、本来であれば、私が、みずから行って一人ずつにお願いするという思いでいましたけれども、当時、私は震災以降の業務等あるいは年度末等でかなりふくそうした業務をやっておりましたので、たまたま企画政策室長であった迫室長に対して、申しわけないけれどもこれを管理職に渡して、そして代金を持ってくることを含めて使者としてお願いをしました。それは迫室長だけではなくて、当時の秘書課長にも、広報広聴課長、職員課長を含めた 4 人分についてお願いをしました。ですから、これは迫室長が依頼してパーティー券を売ったのではなくて、私のいわゆる使者をお願いしたという認識であるということを冒頭話させていただきたいと思っております。

○総務部長

今、山崎参事から答弁がありましたけれども、私がどのようにしてパーティー券を受け取り、販売したかということでございますが、前総務部長から話がありまして、企画政策室は私を含めて管理職が 8 人おりますので、8 枚のチケットを預かり、それを職場に持ち帰り、代金と引きかえたということでございます。今の山崎参事の答弁にもありましたが、私を介して部長が販売を行ったというような形だというふうに私は認識しております。

○北野委員

以下、同じように財政部、産業港湾部という順で、本日出席されている各部長から、山崎前総務部長からどういう表現で頼まれて、何枚引き受けて、部下である管理職に売ったか、その経過について報告してください。

○財政部長

財政部から申し上げます。

山崎前総務部長から私のところには 7 枚の券をお預かりし、希望の方がいらっしゃればどうですかという形でお話を伺いました。資料 2 にありますとおり、組織は私ども管理職が 10 人ございまして、当時、納税課長が長期の病気療養をしておりましたので、9 名でございます。その 9 名に対して 7 枚の券を預かったという形になりまして、私は行く予定でございましたので、残り 8 名に対して 6 枚の券があるということでございました。部内の会議を開きましたときに、希望があればどうですかということで、資料 2 にありますとおり 6 名の管理職に買っていただいたという経過でございます。

○産業港湾部長

前産業港湾部長と前総務部長のやりとりについては承知していませんけれども、産業港湾部では購入した職員から聞き取りをいたしました。退職した前部長から、よかったらどうかということで直接購入が依頼され、購入したものが 10 名、それから同じく前部長から産業港湾部参事に頼んで売ったものが 4 枚というふうになっております。

○生活環境部長

山崎前総務部長が生活環境部長室に来られまして、悪いけど協力できないかと言われてパーティー券を受け取りました。その枚数は 10 枚です。資料 2 に生活環境部の機構図が出ておりますけれども、私以外の管理職は 12 名になりますが、網かけしている 3 名が 3 月で退職ということもありまして、残り 9 名の管理職の方に済まないけど協力できないかと、各席を回りましてお願いしたところでございます。

○医療保険部長

パーティー券につきましては、山崎前総務部長が私の部屋に来られまして、これを部内の課長職以上でお願いしますということだったと思います。それで、私が、次長職 1 名、それから課長職 5 名、それぞれの席を回りましてお願いをしております。それから、次長を含めて 4 人の方については席に行きまして、それから二人につきましては、私の部屋でほかの用務の報告等の後で、ついでにお願いの話をしてございます。それで、そのときには私から、総務部長からこのようなのが来ているのだけれどもどうだろうか、強制でないよとか、もしよればどうですかというようなことで話をしております。なお、これって行くものですかねと聞かれた職員には、私は行かないよという話をしております。

○福祉部長

福祉部には山崎前総務部長が私の部屋に参りまして 10 枚をお預かりしました。それから 10 分ほど後に、私どもの部には次長がおりませんで、庶務担当課長である地域福祉課長に 10 枚全部を封筒に入れたまま渡して、総務部長から預かったの、管理職で希望者がいればということで販売の依頼をいたしました。庶務担当課長は他の課長と相談をして、たまたま福祉部の中に部課長の親睦会があるので、3,000 円の券でしたけれども、1 枚について 2,000 円をその部課長の親睦会で負担をするので、代金としては 1 枚 1,000 円で各課長に希望をとったところ、福祉部には私を含めまして 10 名の管理職がおりますけれども、こども発達支援センター所長と社会福祉協議会派遣主幹以外の 8

名が購入したことになります。8名の管理職に対してトータル9枚分の代金とチケット1枚を返還したところでございます。

○建設部長

その当時の状況でございますけれども、山崎前総務部長が私の部屋に来られまして、こういうパーティー券なんですけれども、希望者がいれば協力してほしいと、そんなような趣旨だったと思います。

預かった枚数は14枚で、1枚は私が購入しましたけれども、残りの13枚については、部の次長職、課長職に販売したということでございます。そのうちの11枚につきましては、職場が全部5階ですので、私が各次長、課長の席に行きまして、購入をお願いしたということでございます。残りの2枚については、職場が塩谷でございますので、私がそれぞれの課長に電話をかけまして、購入依頼をいたしました。そこで了解が得られましたので、仕事のついでに私の部屋に来るときに現金と引換えに券を渡したという状況でございます。

○消防長

私のほうから状況を説明いたします。前総務部長が私の部屋に来られまして、希望があれば協力してほしいと、また必要なければ戻してもらいたいという旨のお話がございます。私はそのときに12枚をお預かりしました。それは私どもの管理職の数でございます。それでちょうど昼休みに前総務部長が来られましたので、その後次長をお願いして、使者といたしまして、消防本部内の課長職4人に券を販売いたしました。消防署については、次長から総務課長に電話で確認するよう依頼いたしまして、結果として次長職1名のみが購入いたしました。最終的には12枚のうち7枚の購入ということになってございます。

○教育部長

私が山崎前総務部長から券を預かったのは17枚です。山崎前総務部長が私の部屋に来られまして、協力してもらえぬ職員がいたら声をかけてもらえないだろうか、そういったような趣旨のお願いというか、依頼があったというふうに記憶しております。

教育委員会は組織が大きいものですから、資料2の7ページに教育委員会の機構図が出ておりますが、教育委員会の管理職、教育長も含めまして20名ですけれども、パーティー券を預かったのが17名です。それで、売ったのは、私が買った分も含めまして全部で15枚ですので、2枚戻しております。ですから、管理職全員に声をかけたということではなくて、私の職場に業務で来たとき、あるいは教育委員会庁舎建物の中にいる職員の何人かはその職場に行って買ってもらえないかということで声をかけた部分はありますけれども、そのような形で買っていたというふうなことであります。

○経営管理部長

当時私は、病院局経営管理部の次長でございました。それで、退職された吉川前経営管理部長、それと券を購入した職員から聞き取りをした内容で話をさせていただきます。

山崎前総務部長が吉川前経営管理部長の部屋に来て、パーティー券15枚を協力していただけないかというようなお話があったと聞いております。

小樽病院内には経営管理部と小樽病院がありますが、吉川前経営管理部長は、その中の事務部門の管理職が、吉川前部長のところに来られた折に、こういうことでパーティー券があるんだけど協力してくれないかということで聞きました。

医療センターについては、吉川前部長が医療センターに赴きまして、事務室長に1枚をお願いし、残り2枚については事務室次長、それと医療センター院長に協力してもらおうようお願いをしたと聞いております。

また、そのほかに小樽病院長と病院局長に1枚ずつ、それぞれ院長室、局長室に行ってお願いをし、本人も1枚購入して、15枚のうち14枚をお願いしたのですが、1枚が余ったので、もう1枚病院局長のところはどうですかというお話をしたら、病院局長は置いていけということであったので、病院局長が2枚購入した形になっております。

○(水道)総務課長

水道局においても、水道局長が3月に退職しておりますので、前任の水道局長とパーティー券を購入しました管理職に聞き取りをした内容でお答えいたします。

最初に、前水道局長が前総務部長から券を依頼された件でございますが、前総務部長が水道局長室のほうに来られまして、パーティー券10枚が入った封筒を渡されたと聞いてございます。

水道局内の券の配布状況でございますけれども、次長と総務課長につきましては、2人の自席のところにも前水道局長が来られまして、直接本人に券を渡してございます。

管理職は水道局長を除きましてあと9名おりますが、残りの管理職7名につきましては、水道局3階の会議室での会議終了後に、前水道局長が直接本人たちに券を渡してございます。

○北野委員

今、それぞれ説明をいただいたのですが、先ほど山崎前総務部長は、各部長にお願いしたときに、特別これは法に触れるというお話はなかったということでしたが、今、各部長あるいは課長から報告を聞いていたら、そのことについては触れていないのですが、100枚以上管理職に売って、だれ一人これはまずいということについて、各部長に進言した方はいなかったのですか。

○総務部長

先ほど、事件の原因という部分で答弁の中でも触れさせていただきましたが、私どもそれぞれの業務についての法令には精通しているわけですが、今回の事案にかかわる法令違反につきましては、100名を超える職員がかかわっていたにもかかわらず、それについて指摘をした職員はいなかったというふうに聞いておりますし、その部分がやはり最大の原因ではなかったかというふうに反省しております。

○北野委員

そうすると、各部長が管理職に売ったけれども、だれ一人これはまずいと、法違反ではないかということを進言した管理職はいなかったということを理解してよろしいですね。

(「ええ」と呼ぶ者あり)

そういうことだから、先ほど小貫委員から指摘があったように、例えば国民健康保険料を滞納して、何とかならないかと言ったら、これはもう決まりだからだめですと言って、いつも窓口で決まりだ、規則だ、法律だと言って、市民に対しては、毅然とした対応をしている各管理職が、事パーティー券になったら、これだけの人数がそろっていて、だれ一人法的な違反だということを認識していないというのは驚くべきことです。これは一体何なのかということです。これが最大の疑問だし、市民の怒りが集中しているところなのです。我々にそうやって法を盾に言うのだったら、あなた方は一体何をやっているのだと、市民が怒りの声を上げるのは当然なのです。

◎職員の懲戒処分について

そこで市長に伺いますが、先日の答弁では、今度、職員分限懲戒審査委員会を立ち上げて、4人で関係者の処分については検討を開始するということなのですが、このパーティー券を買った管理職については処分の対象になさるのですか。

○総務部次長

職員分限懲戒審査委員会について少し説明させていただきます。これは分限処分又は懲戒処分を行うことの審査でございますけれども、そのほかに懲戒処分に至らない措置を行うことの審査もあわせてやっております。また、これからこの件については、いろいろな状況も踏まえてそれぞれ審査を当てていきますので、懲戒処分に至らない処分をあわせたものの審査を行う組織であるということも事前に話をさせていただきます。

○市長

今、委員の構成等について御質問と思っておりますけれども、そういったことも含めて皆さんから御批判をいただかな

いような形で検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思ます。

○北野委員

そうしたら、買った管理職については、これからケース・バイ・ケースでそれぞれの事情に応じて、最初に総務部次長が言ったように対応していくということで理解してよろしいですね。

先日の人事異動にかかわって、なぜ降格などの処分をしてきちんとけじめをつけないのだという市民からの批判もあるわけです。そこで伺いますが、市の一般職に対して降格などの不利益な処分を科す場合、どういう手続を踏んでやるのか、わかりやすく説明してください。

○(総務)職員課長

職員の懲戒処分につきましては、先ほどの職員分限懲戒審査委員会の中で、地方公務員法第29条に基づきまして戒告等の処分を行うといった形になります。

懲戒処分につきましては、法令違反などの信用失墜行為などを行ったことに対するの罰を行うということになりまして、それとは別に分限処分は、職員に対する適格性などといったことを問うことになります。

手続としましては、分限処分につきましては、地方公務員法第28条に基づきまして、本市の分限処分の基準に関する訓令に基づきまして、降格等の処分について検討する形になります。

○北野委員

そうすると、最初に職員分限懲戒審査委員会の中で、先ほどあったように戒告、減給、停職、ここまではやると思うのですよ。このうちのどれかに当てはまるということで処分がなされると思う。これは最終的には市長が処分するのですけれども、2回目の処分は、例えば減給なら減給の処分、停職なら停職の処分をした後、降格について処分した後、もう一回処分をするということですね、降格というのも処分ですから。そういう手続でやるということをおあなたは今説明したので、そういう理解でいいですか。

○(総務)職員課長

今、北野委員がおっしゃったように、最初に職員懲戒処分の関係を整理しまして、それから分限処分ということで、二度処分するような形にはなりません。

○北野委員

市長に伺いますけれども、最終的に私は、市長の処分は軽いから議案は撤回して出し直さないということを申し上げました。全容解明して職員を処分した後、みずからの責任について必要であればということで、追加でみずからを律することも述べているのですが、これはいわゆる分限の処分が下された後、市長の2回目以降の責任について明らかにするというふうに理解してよろしいですか。

○市長

それでよろしいです。

○北野委員

◎市の事務分掌とパーティー券の販売について

先ほど山崎前総務部長以下、各部長がどういう形で幹部職員にパーティー券を売ったかという報告がありました。伺いますけれども、パーティー券を売ることは市のどの事務に属しますか。

○総務部次長

市の事務には基本的には属しないと。

○北野委員

基本的には属さないというのは何なのですか。

○総務部次長

市の事務分掌の中で、パーティー券の販売とか売買とか、そういう事務分掌はございません。

○北野委員

そうすると、パーティー券を売ることは市の事務ではないのですから仕事時間中に決められた以外のことをやったということでしょう。百三十何人いるうち市の事務にないパーティー券を売っていることについてだれも疑義を挟まなかったのですか。

○生活環境部参事

私が答弁する立場かどうか別にして、弁解の余地はありませんけれども、今回の案件の中で、1週間という短い期間の中で、私が各部局長にお願いをして短時間の中で声をかけてもらいました。ですから、一番長い人でも火曜日をお願いして、金曜日ぐらいにお金を持ってきてくれていますので、本当に1日、2日の中で皆さん声をかけていただいた中で、ゆっくり話をするというよりも、パーティー券の購入をちょっとお願いするという、短い時間の中でたぶん経過をしたのだと思いますので、今言ったような疑義を挟んだり、いろいろな議論をできるような、そんな場面はなかったのではないのかというふうには思っております。

○北野委員

委員長、それだったら答弁ではないですね。事務分掌の中にパーティー券を売ることは入っていないでしょう。だから、事務でないことをこれだけ大規模にやっていて、だれ一人これはおかしいという異議を唱えなかったのですか。法違反の認識とは別問題です。

○生活環境部参事

御指摘の点からいえば、私が聞いている範囲では、今おっしゃったように疑義を唱える職員はいなかったというふうに聞いています。

○北野委員

私たちが仕事時間中、議員の調査権以外のことについては職員に、特に課長以上の管理職と接する機会が多いのですが、そういうことは意識的に問題意識を持っているのですよ。そういうことについては触れないように各議員は努力しているのですよ。ですけれども、事務分掌にない事務を白昼堂々と市役所のあちこちでやっているということについて、だれ一人異議を唱えないというのは、ちょっと私はおかしいと思うのですよ。庁舎の管理規則があるから、例えば今日でも何か集会をやったら、管理規則にそぐわないからやめろということをおっしゃったそうですが、そういうことについては大変敏感に反応する市の幹部職員が、事務分掌にない事務をやっていて、だれ一人気がつかない、注意しないというのは解せないのです。法違反の認識は別の問題ですけれども、どうしてこんなことになるのですか。総務部長、これはどういう見解ですか。ちょっとわかるように説明してください。

○総務部長

今の御質問に対しまして、私ども返す言葉は基本的にはございません。だれ一人おかしいという異議を唱えなかったことが、結果としてこういうふうになってしまったわけですから、職員にそのような認識はなかったというふうに考えざるを得ないと思っております。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、さまざまな機会をとらえて私ども職員の研修などが行われておりますが、結果としてこういう形になったということは、やはり我々市職員の公務員倫理の欠如といえますか、希薄さといえますか、そういったようなことがあらわになったわけですから、職員の公務員倫理の意識の向上といえますか、そういったものをどういった形にするかこれから検討させていただきながら、市として対応してまいりたいと考えているところでございます。

○北野委員

◎市長の見解について

時間が過ぎていっているので最後に市長に伺いますが、中松よしはる後援会のパーティー券の問題で今度のことが起きているのですよ。市長自身が処分するとおっしゃっているのですが、自分を応援してくれたそういう方々を処分

するわけですが、そこに手心を加えるなんていうことがあってはならないと思うのです。もうこれは法に照らして、あるいは市民の怒りの声に耳を傾けて、市民が納得いくように、絶対不公平な処分はしないでいただきたいということを申し上げておきますが、それに対する市長の見解を聞いて私の質問は終わります。

○市長

私としては、やはり法に照らした形で、きちんとした処分を考えていきたいということをお話させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○委員長

共産党の質問を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎事件の概要について

このたびの庁舎内でのパーティー券販売事件に関しましては、市の元職員と当時の総務部長の2名が逮捕されました。また、現職の市幹部職員が13名書類送検されて、12名が処分を受けております。このような事実に関しまして、市民をはじめ私自身も大変遺憾に思う、そういうことでございます。

そこでまず、市長に先ほど提出された資料に基づきましてお尋ねいたします。

まず、この事件に関してですけれども、市長としてこの事件を初めて知ったのは、資料1の事件経過によりまして4月29日となっておりますが、それで間違いございませんでしょうか。

○市長

間違いございません。

○上野委員

では、この4月29日に、どなたからの報告を受けて、この事件の概要を初めに知ることになったのでしょうか。

○市長

最初は新聞の記事でございます。それから、その後、総務部次長から連絡がありまして承知したところでございます。

○上野委員

では、この事件に関しまして、総務部次長以外からの報告を受けた、あるいは4月29日にその他の報告を受けたことは一切ないということで認識してもよろしいでしょうか。

○市長

4月29日は、たまたま妻の弟の13回忌の法事がありまして、夕張へ行っておりました。ですから、夕張へ行く前に新聞の記事でわかったわけですが、その後、総務部次長から連絡をいただいて承知しております。それ以外私は何も報告を受けておりません。

○上野委員

◎政治資金規正法第22条の9について

それでは、この事件に対しまして、この事件の問題点というのは、市職員が公務員という立場でありながら、公務員のモラルや、過去にもこのような売買があったことが、そういう認識の甘さから、政治資金規正法の第22条の9に抵触するという事で事件が発覚しておりますが、改めましてこの政治資金規正法第22条の9の内容と、そしてこの事件に関しまして、どのような部分が抵触して、どういう違反で処罰を受けたか、具体的にお答えください。

○(総務)総務課長

本日お配りした資料3ですけれども、まず第22条の9に「国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して」、ちょっと略しますけれども、「政治資金パーティーに対価

を支払って参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け」てはいけない、関与してはいけないという条文になってございます。

そして、実際その該当する職員ですけれども、第22条の9第1項第5号「地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員」、それと第6号「地方公営企業法第七条に規定する管理者」、この公務員については今話したパーティー券を売ってはいけないという形になってございます。

それともう一つ、第22条の9の第2項ですけれども、「何人も、前項各号に掲げる」、先ほどの公務員に対して当該公務員が、「職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない」という部分がございます。

それで、今回、山崎前総務部長につきましては、前段お話しした第22条の9の政治資金パーティーの参加を求めするためにパーティー券を売ったこと、それともう一つ、今の後段で話しました第2項、公務員に対して販売を依頼してはいけない、その両方の項目で該当することになった部分でございます。それと、ほかの部長職、当時の10名につきましては、第22条の9第1項の部分だけが抵触する形になります。

それで、その罰則等についてでございますけれども、第26条の4にございますように、「六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する」ということで規定がございまして、それぞれ先ほど話した刑事処分の内容になってございます。

それともう一つ、第28条に、第22条の9に違反した者は、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を5年間有しないことにするという形になってございまして、その部分で適用を受けてございます。

ただ、10名の部長職につきましては、第28条の第3項、裁判所は、情状により、その5年間の期間を短縮するという形になってございまして、4年間という形で、今回、略式命令を受けたものというふうに思っております。

○上野委員

この問題の論点について、改めて確認をさせていただきます。

今、御説明があったとおり、この問題は政治資金規正法第22条の9に抵触するというところで、以下のような処分を現職の市幹部職員が受けた。それに対して、司法の判断は既に出ております。なので、これから議論をしていく中で、先ほどの質問にもありますとおり、市職員のモラルの低下、欠如、あるいは法令遵守の甘さというものをこれから解明し、そしてその再発防止に努めなければならないと私は考えておりますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長

今、上野委員がおっしゃるような形の中で、今後、きちんとした対処をしていかなければいけないというふうに思っております。何度も話させていただいておりますように、コンプライアンスの問題を含めて、市の内部で何が欠如しているのか、何をきっちりしなければいけないのか、そういったことを含めて、今後、対処してまいりたいというふうに思っております。

○上野委員

◎事件に対する山崎前総務部長の認識について

それでは、山崎前総務部長にお尋ねさせていただきます。

まず、このたびの事件に関しまして、御自身が一番責任を痛感していると存じますけれども、今の山崎前部長自身の御認識をこの場でもう一度お示してください。

○生活環境部参事

冒頭申し上げましたけれども、このたびの事件で多くの市民の皆様、そして議員の皆様にも多大な御迷惑をおかけしました。このことについては、まことに申しわけなく思っております。また、私の今の思いからすると、ここにいる各部長職の皆様はじめすべての職員の皆様に、こういった事件を起こして大変御迷惑をおかけしたことを、まづ心からおおびをしなければいけないというふうに思っております。

5月20日、私にとりましては、重大な判決をもらいました。これを真摯に受け止めて、これから少し時間はかかるとは思いますけれども、この事件についての総括は、私なりにしていきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、先ほど議論がありましたけれども、今後、予想されます懲戒処分などを受け入れまして、また、この特別委員会あるいは市内部にこれから設置されると聞いております外部委員による調査委員会、こういった中の議論に誠実に対応してまいりたいというふうに思っております。

○上野委員

それでは、このパーティー券売買に関しまして、パーティー券を持ち込んだ松川氏は元市職員ということでございまして、この松川氏と山崎参事の職務上も含めた関係というものを、以前からどういう関係があったのかお答えください。

○生活環境部参事

後援会の事務局長から今般お預かりしたパーティー券、その方との関係ということだと思います。元市職員で、3年ほど前に退職なさった方です。私ももう市にお世話になって37年ですから、私とはほぼ三十四、五年間、一緒にこの建物の中で職員として歩んできた方で、4期ほど先輩だと思います。たぶん平成11年だと思いますけれども、私が当時の経済部商工課長という職で配属になったときに、経済部次長ということで私の上司であった、この期間が2年か3年ぐらいあったのかという気がしております。そのときに初めて同じ職場になりました。三十何年間の中で、唯一その期間だけが同じ職場にいたということの認識を持っている。ですから、職務以外で個人的にどうこうというような関係は基本的にはありません。同じ職場にいましたから、当然いろいろな交際はしてございましたけれども、特別に親しくしているというような状況ではございません。

○上野委員

今、職務上以外のおつき合いはないということでしたけれども、チケットを委託されたときに、そのようなあまり個人的な面識もそんなにない、ないというわけではないですけれども、職務上でのおつき合いということでしたが、先ほどの共産党の御質問にもありましたけれども、委託されたときの職務上の立場から政治資金規正法に違法性があったかどうかの認識というものが先ほどはないと答えましたけれども、改めて質問しますが、ありませんでしたでしょうか。

○生活環境部参事

先ほどの答弁で少し誤解をされたかと。全然親しくないというわけではなくて、三十何年間同じ職場にいて、いろいろな場面でやっていたので、親しい関係は持っていました。そういう部分では市役所に三十何年間いれば古い友人ですし、ある意味ではそういう先輩だったという認識であります。

ただ、今回の件に関しまして、政治資金規正法第22条の9の認識の話だと思いますけれども、私はありませんでした。ただ、これは公務員を長くやっておりますので、地方公務員法上の政治活動の制限の問題なり、公職選挙法に関する知識というのはそれなりに持っていましたけれども、政治資金規正法第22条の9に規定されている具体的な規定についての認識はございませんでした。

○上野委員

◎庁達の認識について

それでは、山崎前総務部長をはじめ今回処分を受けた各方にお尋ねをしたいと思うのですが、資料5にありますとおり、平成23年2月28日付けで「統一地方選挙における職員の服務規律の確保について」というような通達が出てございます。当然皆様方も通達を受けた側の人間ですけれども、どのような認識を持ってこの通達を受けていたのかということの率直な御意見というか、思いを各該当者の方に述べていただきたいと思っております。

○生活環境部参事

庁達の認識だと思いますけれども、市では年に数回、時期によってこういった形の庁達を出しております。年末

年始であればいろいろな業者とのおつき合いだとか、あるいは年度末に、庁達を出しております。今回の場合は選挙に関する服務規律ですけれども、こういった形で出されたというのは十分承知をしておりますし、この中で、先ほども言いましたけれども、地方公務員法による政治的行為の制限あるいは公職選挙法の地位利用ということが書かれておまして、当然これらを常に認識しながら業務を遂行していかなければならないという、立場にありながら、こういったものの認識が私自身かなり薄れてしまっていたという、そういう認識の中で今回の事件になったというふうに思っておりますので、大変深く反省をしているところでございます。

○財政部長

2月の庁達でございますけれども、確かにこういう庁達が出たということは認識をしております。特に地方公務員法の中では政治的な行為の制限ということがございますので、その辺のところにつきましては十分に認識しなければならなかったというふうに思っております。私といたしましても、政治資金規正法という形の中での認識は全くございませんでした。

○生活環境部長

2月にこの庁達が出されたことは承知しております。地方公務員ですから、地方公務員法、地方自治法を勉強しています。ですから、政治活動、いわゆる票集めですとか、選挙運動、そういったものはできないというのは十分わかっているところですが、政治資金規正法等に関してなじみの薄い法律だったというのは非常に恥ずかしいのですが、そういった認識が薄かったということは深く反省しているところでございます。

○医療保険部長

私の場合は4月27日に警察で14時間ほど事情聴取を受けたわけなのですが、その中で初めて何の法に触れるのかということがわかりますかということだったので、わかりませんでした。そうしたら、警察のほうから、政治資金規正法第22条の9に触れるのだよということでございまして、それで初めて認識をした。すぐ調べればよかったですけれども、ちょっとショックもありまして、翌週の5月2日、インターネットでその政治資金規正法について見てみたら、やはり私の行った行為がそれに触れるのだということがわかりました。

どうして認識していなかったかというのは、庁達の中にもそういう法のことがなく、警察でも話ささせていただいておりますけれども、政治資金という言葉が私の中では、これは恥ずかしい話なのですが、国会議員のことで新聞等に乗っておりますので、そのレベルのことだというふうに思っていました。それから、パーティー券というもの、券の中に印刷があったというのは、警察で改めて券を目の前で見せられたときに、そういう字が小さく書いてあったのを見たということで、そういう意味でも非常にすべてが認識不足であったということで大きな反省をしております。

○福祉部長

2月の庁達の中での地方公務員法、それから公職選挙法につきましては認識がございましたけれども、ただいまの医療保険部長と同様、警察からの事情聴取の中で抵触する法令についての条文について認識をしたということが現実でございまして、大変恥ずかしく思っております。申しわけございませんでした。

○建設部長

庁内メールでこういった庁達が出ていることは承知しておりました。皆様と同じような答えで大変申しわけございませんけれども、私も政治資金規正法についての認識はありませんでした。そういった中で追及をされて初めて気づいた。そういったことでは、自分として大変じくじたるものがあったということでございます。

○消防長

私も庁達が出ていることについては承知をしていました。ただ、地方公務員法や公職選挙法の関係であるとのそういった認識を持ってございまして、政治資金規正法についてまでは本当に考えが及びませんで、大変認識不足だと反省しております。申しわけございません。

○教育部長

同様の答えになって大変恐縮なのですが、私自身も地方公務員法あるいは公職選挙法、そういったものについて一定の知識はございましたけれども、政治資金規正法というものについては、正直言います、この条項の存在というものは知りませんでした。特に私自身が反省しなければならないというふうに感じているのは、地方公務員の地位利用という言葉、今回の私どもの略式命令の要素になっているわけなのですが、そういった中で例えば対市民ですとか、私どもがいろいろおつき合いのある事業者の方ですとか、そういった部分について気をつけなければならない、認識しなければならないというのは強く持っていたつもりなのですが、職場の中の同僚間で公務員としての地位利用という部分が認識として極めて薄かったということ自体は大変反省しております。

○上野委員

皆様から御答弁をいただきましたけれども、そうなりますと、この庁達自体が形骸化してしまっているという判断をせざるを得ない。なので、今後、この庁達の文書の中身もそうですけれども、周知の徹底の仕方を改めて考えていかねばならないと思うのですが、最後に市長の見解をお聞きして私の質問を終わらせていただきます。

○市長

今、各部長から答弁があったとおりでございます、そういうような状況でございますので、今後このようなことのないように、庁内においてもしっかりとした対策をつくっていきたいというふうに思っております。

○鈴木委員

それでは、何点かお聞きしたいと思います。

本当に自民党にも市民からいろいろな御意見が寄せられていまして、そういった意味では市民サイドに立ちまして皆様にお聞きすることが我々の務めだと思っております。

我々自民党としましては、中松市長を誕生させるために本当に努力して、そして市長になっていただいた。これから市政を担っていただいて、働いていただいて、小樽をよくしていただく、そのやさきにこの出来事が起きて、本当に残念といいますか、困っている、そういう状態であります。

◎市長の見解について

まず、市長にお聞きをしたいのは、先ほど市長から市民の皆様、そして関係各位に陳謝ということで謝っていただいたのですが、今回はどのようなことに対して遺憾に思っているかということをもう一回整理してお聞かせください。

○市長

冒頭話させていただきましたように、私ども公務員というのは法を守らなければいけないという立場にある、その職員が法を犯してしまったという、政治資金規正法という法律に対して違反したということでございますので、そういう意味からいうと、市民の皆様の大変大きな信頼を損ねたということでございますし、当然議員の皆様にも同様そういうことでございますので、今後このようなことのないように十分対処していきたい、こういうことでおわびをしたところでございます。

○鈴木委員

今、市長がおっしゃった信頼を損ねた、それからもう一つ、やはり希望を失墜させたのですね。これからせっかくやっていただきたいことが山ほどあるこの小樽の大変疲弊した現状の中で、こういうことをマスコミに毎日毎日取り上げられて、そして小樽市役所はこれしかやっていないのかと言わんばかりのことになっているわけです。私としましては、まずこのことを早急というか、幕を引くという意味ではないのですが、きっちりとけじめをつけていただきたい。そのために今回のこの委員会なり外部委員による調査委員会を設けたわけでございます。こ

の二つの委員会の性格の違いについて市長としてのお考えを聞かせていただけますか。

○総務部次長

性格の違いと申しますか、当然議会ではこの特別委員会でございますけれども、議員の皆様は市民の代表であるということで、そのお立場で今回の事件について、その内容も含めて、今後の再発防止も含めて御議論を十分していただきたいというふうに思っておりますし、また外部委員による調査委員会でございますけれども、今回につきましては市の大部分でこういう売買があったということで、非常に大きく信頼を失ったということでございますので、今回の部分につきましては内部調査するにあたり、私どもも当然お手伝いすべきことはやりますけれども、いわゆる独立性と中立性を持った外部の委員の方に、今回の問題について全体の把握ですとか原因、また今後の再発防止についても市としても一緒になって信頼回復のためにやっていきたいという思いで、今、考えているところでございます。

○鈴木委員

まさにこの委員会に関しましては、例えば個々の友達の関係とか、今までのおつき合いの中での関係とか、そういうお話も多少出ましようけれども、基本的にはどなたがやってもこういうことは起こさない。要するに人間関係で変わるべきことではなくて、きちり法令遵守、コンプライアンスを求めて市としてやっていただく、その組織づくりをしていただきたい、また、その形を見せていただくために私はこの委員会を開いているというふうに思っています。

ですから、百三十数名のかかわりが一つ一つ出ましたけれども、そちらのほうの言及をあまり過多にするのではなくて、だれがなっても職員が新しく入ってきても、その方たちが二度とこういうことのないような、そういった形にしたいというふうな委員会にと思っております。そのことについてはどうお考えでしょうか。

○市長

鈴木委員がおっしゃるとおりでございますし、私もこういうことは二度とあってはいけない問題だと思っておりますので、そういう観点から、今後、対処していきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○鈴木委員

そういったお話の中で、市長が、確かにこれは自分の後援会を含めたかかわりもあったので、なかなかこの外部委員会にしても注文をつけづらいと。委員の皆さん好きにやってくださいというわけではないですけれども、中でやってくださいと。やっていただくことは完全究明とか、これからの再発防止ということになるのですけれども、やはり中松市長自身が責任を持ってこういうことを今後なくするのだというお話ですから、もう少しイニシアチブといいますか、何かしらこれとこれだけはしっかり市民に訴えて決めていくということがなければいけないというふうに思っておりますけれども、そのことについてはどうですか。

○市長

実際の調査、それから原因、再発防止、こういったことについては、やはり中立性と公平性を持った形で進めていただきたいと思っておりますので、それについて私自身が注文をつけるとか要望するとか、そういうことは控えたいと思っております。それよりも何よりも今小樽が置かれている状況、東日本大震災後の状況は大変厳しいものがありますので、そういったことに対しては市長として積極的に力強く対処していきたいという思いでおりますので御理解いただきたいと思っております。

○鈴木委員

◎市長の決意について

まず、私どもは、1 回目の委員会ですので概要の話をします。そういった意味では、これからいろいろなことがつまびらかになっていくと思っております。先ほど最初のほうで言いましたけれども、この失った信用を取り返すことは本当に容易ではないわけで、今までの市役所というより、もっともっと力を入れて、市民のため、そして経済のた

めにしっかりやっていただくということをお約束していただきたい、それを最後の質問にします。

○市長

そのとおりでございます。何度も話しておりますけれども、やはり今回のような事件については二度と起こしてはいけないことだと思います。それに基づき職員に対する法令の遵守、コンプライアンスといったことについては徹底してまいりたいと思います。それからそれぞれ職員は持ち場、立場の中で今何をしなければいけないかということを含めて、きちんとした対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 38 分

再開 午後 3 時 00 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎今後の人事について

初めに、今回の政治資金規正法違反事件に関しまして、私たちも非常に重く受け止めておりますし、その部分も踏まえまして、今日はたくさんのマスコミの方や市民の方が来られています。市長も非常に重く受け止めていると思いますけれども、まず今後の処分について、市長は報道の中でも、懲戒処分を踏まえた上で降格なども検討をするというふうに言われておりました。また、市民の方から我が党に対しましても、非常に厳しい意見もたくさん寄せられております。公民権停止になった職員が留任するのは納得できないという意見もたくさん寄せられております。今後の市政運営を考える上で、非常に重要な人事案件であるというふうに思いますので、私もこのたくさん寄せられた意見の中で非常に納得する部分もございます。ぜひ初めに、市長の今後の人事に関しての考えを伺いたいと思います。

○市長

秋元委員の御質問でございますけれども、今後の人事の問題、職員の問題ということでございますが、私は、先ほど来話させていただいておりますように、これからいろいろと委員会等で事実を明らかにさせていただき、そして再発防止というような観点で、いろいろと御意見、御議論をいただくことになると思います。その上で、法に照らした形で、公務員の場合は地方公務員法ですとか、いろいろな法律もあります。それから、庁内における分限懲戒審査委員会等々がありますので、そういったことを踏まえて厳正に処分をしてまいりたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

わかりました。今、市長の口から厳正にという答弁がありましたので、ぜひその処分も踏まえまして、私たちもしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

質問に移らせていただきます。

◎パーティー券の販売方法について

今回、この委員会に資料が提出されたわけなのですが、まずこの調査方法について先ほどから各委員が聞いておまして、まずは各部からの報告を受けてこの資料をつくったということでありましたけれども、今後、全

容解明ですとか再発防止をする上で、本当に各部から寄せられた内容だけで当然調査が進んでいくわけでもないというふうに思っているのです。

多々細かいことをお聞きしたいのですけれども、まず先ほど来あります販売方法なのですが、なぜ管理職の方だけが購入して、一般職への販売がされていないのかというのを私は非常に疑問に思ったのですけれども、この辺はどうでしょうか。

○生活環境部参事

大部分が管理職だと思います。それは私が私以外の13の部局長にお願いに上がったときに、基本的に管理職の人数、イコールではありませんけれども、それに近い人数を割り当てました。言葉で「管理職にお願いする」というふうに直接言ったかどうか。言った部分はあるかと思うのですけれども、基本的にその部分は各部局長にこれまで我々がいろいろなお願いをするときの例からいえば、管理職にお願いするというふうに認識をしてもらったのではないのかと。言葉で言ったところもあるかもしれません。ですから、基本的には管理職にお願いすることになったのだというふうに思います。

○秋元委員

販売方法についても先ほどお話があったのですけれども、例えば部長室に来た折に販売したとか、そういうお話だったので、一般職員の方の目のあるところでの販売というのはされなかったのですか。

○生活環境部参事

私につきましては、基本的に部長室でお願いをしました。けれども、ほかの13の部局長を私は、全部見ておりませんのでわかりませんが、それぞれ部屋なり、あるいはいろいろな形の依頼はあったのかというふうに思います。それはそれぞれ聞いてみないとちょっとわかりません。

○秋元委員

わかりました。そこで各部長からもお話しいただきたいのですけれども、個室の中での販売であったのか、それとも一般職員の方もいる中で、こういうパーティーがあるので購入希望者はいないかというお話をされたのかというのを、ぜひ各部長からお願いしたいと思います。

○財政部長

先ほども申し上げましたが、私ども当日の欠席管理職を除いて9名のところに7枚のパーティー券をお預かりしましたので、基本的にはその管理職で足りるだろうということで、部内の課長以上の会議を財政部長室で行ったときに、その管理職に対しましてパーティー券の話をさせていただいたということでございます。

○生活環境部長

私はパーティー券を10枚預かりました。当然1枚は私の分で、残り9枚を管理職の席におのおの行って、ほかのいろんなイベントの券も、管理職で対応するときは席に行って購入をお願いするものですから、今回も席に行って、こういうものがありますけれども協力できないかということを話しております。

○医療保険部長

私は全部で7枚受けまして、そのうち次長職につきましては、同じ部屋におりますので私の部屋の中で、それから3人の課長職についてはそれぞれの課長席の横で、二人の課長職につきましては、ほかの用務で私の部屋に来たときをお願いいたしました。

○福祉部長

福祉部につきましては、先ほど申し上げましたように、私から福祉部の庶務担当課長であります地域福祉課長に10枚そのまま渡して、地域福祉課長から各管理職に購入希望があればということで、それぞれの机のところへ伺ってお願いしたと聞いております。

社会福祉協議会派遣の主幹とこども発達支援センター所長については、連絡がとれずに購入の意向を開けなかつ

たので販売できなかったというふうな報告を受けています。

○建設部長

私の場合は、14枚のうち11枚については、次長職、課長職のそれぞれの机の前に行きまして、横に座ってお願いをいたしました。残りの2枚については、事務局が遠く離れておりますから電話にて依頼をして、こちらに来たときに券と現金を引きかえたということでございます。

○消防長

私どもは、先ほども申しましたけれども、次長にお願いして使者といたしまして、消防本部内の課長職4人につきましてはそれぞれの机の場所で販売いたしました。それから、消防署については、次長から総務課長に電話で確認するよう依頼いたしました。その結果として、消防署の次長職の分につきましては、こちらの方へ事務的な部分のいろいろ搬送する業務がありましたので、その者に持たせたと、そう聞いてございます。

○教育部長

私のところは、売っているのは14枚です。そのうち多くは私の部屋に来たときをお願いをしています。5枚は、それぞれの執務室へ私が出向いて買ってもらったということです。

○秋元委員

先ほど報告いただいて非常に気になったのは、ほかの部ではないのですけれども、福祉部の中で9枚、親睦会からお金を払っている、肩がわりした部分があるということなのですけれども、この件に関して非常に疑問に思ったのは、すべての親睦会に加入されている方に了解の下でこのパーティー券の代金の一部を負担しているのか、それとも了解を得ないままに負担しているのかというのは確認できていますか。

○福祉部長

親睦会という名称で誤解があってはいけませんので説明申し上げますけれども、先ほど申し上げました福祉部の社会福祉協議会派遣の2名を除いた8名の管理職で、主目的は人事異動の歓送迎会ですとか、あるいは福祉部の管理職以上で対応する業務、例えば議会等のこともございますけれども、そのときの会合のために毎月定額を積み立てているものでございます。ですから、福祉部内にいる8名の管理職以外の経費というのは一切入ってございせん。今回は、その中で8名、社会福祉協議会派遣の参事も購入しておりますが、この方は前職が福祉部長でありましたので、その方の分の2,000円については、いわゆる部課長会という親睦会で負担をした。こども発達支援センターの所長につきましては、精算までに連絡がとれなかったもので、その代金3,000円をそこで負担をして、後ほど購入の意思があるかどうかということを知ったときに購入の意思がないということでしたので、それについては3,000円全額を親睦会で負担させていただきますということで了解をいただいておりますので、構成員であります8名全員の了解を得たことになっております。

○秋元委員

◎パーティー参加の意思について

そこで、今回100名を超える方がパーティー券を購入されておりますけれども、各部ごとのパーティー参加者数というのはわかっているのでしょうか。

○総務部長

私は前職が企画政策室長という立場でしたので、公開討論会もそうですけれども、3人の市長候補者の皆様はどういった選挙公約を掲げているのかということを確認しておく必要があったということで、このパーティーにも参加をさせていただきましたけれども、今どの程度の参加があったかというお尋ねでございますけれども、数人ではなかったかというふうに記憶しております。132名がかかりましたけれども、当日出席していたのは数人ではなかったかという記憶がございます。

○秋元委員

100名を超える方が購入して、数名しかパーティーへ行かれていないということは、最初からほとんどの方は進んで購入する気持ちというのはあまりなかったのかというふうに思うのですけれども、もしかしたら寄附的な気持ちでどこかにあって、これまでほかのパーティー券ですとか入場券ですとか、さまざまなものが一緒に来る中というお話も伺いましたけれども、そういう中で行く意思はないのだけれども購入したという方も、これはかなりいるのかというふうに思うのですけれども、今回の各部の調査の中で、行く気があって購入しているのか、それとも慣例になっているので仕方なく購入しているのかという調べはされていますか。

○総務部長

参加する意思があってパーティー券を購入されたかどうかということでございますけれども、私のような立場で参加した例というのは、まれな例ではないかというふうに思っております。130名以上の職員がかかわったわけですが、それぞれがどういった思いでパーティー券を購入されたのかということについては、私ども把握しておりませんし、調査項目の中にも加えてはございません。

○秋元委員

先ほど最初にも言ったのですけれども、調査を進めていく中で、たぶんお一人お一人の話というのは重要になるのかというふうに思うのです。なぜかという、中には、もしかしたら先に料金を支払ってしまっていて、例えば預かった部長とか、次長ですと、課長がお金を払ってしまって、買うつもりもないのだけれども、お金を払ったから買って下さいみたいなことがなかったのかどうかという、本当は買う意思がなかったのに、先にお金を払ってしまったので、仕方なく購入してしまったという方がいないのかどうかというのが心配になっているのです。最後のほうにも話したいと思うのですけれども、特別委員会や外部の調査機関がいろいろと調べると思うのですけれども、特別委員会を開く中で、細部にわたってだれかが押さえていかないと、いくらこの委員会を開いて細部を質問しても、わからないことは答えられないと思いますし、この委員会の調査事項といいますか、これについてもちょっと考えたいというふうに思っております。

◎選挙管理委員会事務局への販売について

先ほど選挙管理委員会事務局には販売されていないというお話がありまして、私もこの点を質問したかったのですが、先ほどほかの方が質問されていたのですが、今回購入されていないということで、過去に選挙管理委員会事務局に所属していた方で、今回このパーティー券をほかの部に移って購入された方というのはいらっしゃいますか。

○総務部長

大変申しわけございませんが、把握してございません。

○秋元委員

買った方の名前はわかっているわけですから、ぜひ調べていただきたいというふうに思います。もし過去に選挙管理委員会事務局に所属していて、人事異動でほかの所属に移って、選挙管理委員会事務局という経験があるにもかかわらず購入しているという話であれば、またこれはちょっと重たい話になってくるというふうに思いますので、ぜひ確認していただきたいと思います。

◎パーティー券以外の販売ルートについて

先ほども言いました、これまでさまざまなパーティー券等の購入依頼があるということですが、その販売ルートというのは、今回は前総務部長が引き受けて各部長に券をお渡ししたということなのですが、政治資金にかかわらないほかの券というのは、どのようなルートで販売されているのか、物によって違うものなのか、大体総務部長のほうにお話が行くものなのか、その辺はどうでしょうか。

○生活環境部参事

過去の経過の話なので、私から答弁させていただきます。私は4年間総務部長をやっておりますけれども、ある

意味では、今、御指摘の文化的なものとかスポーツのものだとか、あるいはまちで行われるいろいろなイベントだとか、さまざまなことを頼まれることがあって、それぞれの部局で担当するものをそれぞれの部で責任を持って各部局に依頼をして、集約をするというのが普通の流れです。ただ、どうしても所属がはっきりしないものだとかいろいろな形の中で、そういうときは総務課に回ってくるものが多くなっているのが実態であります。ですから、そういう場合は、私なりあるいは総務課長なりの段階で頼まれた枚数を勘案しながら、かなり多くなれば、各部に5枚、10枚とお願いすることもある。あるいは少なければ部長職だけで、あるいは部次長だけで50名ぐらいおりますので、その中で処理をするというようなことで日常的には処理をしている。それはあくまでも文化だとかスポーツだとかイベントだとか、そういう券の扱いの方法でございます。

○秋元委員

ほかの券に関しましてはそれぞれ所管の部から発信されるということでしたけれども、ほかのものに関しては選挙管理委員会事務局に販売するようなことというのはあるのでしょうか。

○(総務)総務課長

今お話に出ましたように、私が扱った経験を話しますと、まちづくりの団体のイベント関係のチケットを毎年お預かりすることがございます。その場合にはほとんど100枚とか200枚オーダーで承りますので、ある程度それぞれの部の人数を勘案して、選挙管理委員会事務局も含めてお願いするような形をとった経験はございます。

○秋元委員

なぜ今回だけ選挙管理委員会事務局に行かなかったのかというのがちょっと納得できませんけれども、またいろいろと勉強してきたいというふうに思います。

◎4年前の件について

前回4年前、前副市長が野球部の方ですとかゴルフクラブの方にこのパーティー券の購入を依頼したところ、報道では選挙管理委員会事務局から注意されたということでありましたけれども、前副市長から話を伺うと、実はそうではないというお話でありました。野球部ですとかゴルフクラブの方からちょっとまずいのではないかということで回収して、その後に選挙管理委員会事務局に確認したら、まずいのではないかというようなお話があったかというふうに記憶しているのですけれども、今回、野球部ですとかゴルフクラブに所属されていた方々が購入されているというような確認はまだされていないのですね。

○生活環境部参事

先ほどと同じで確認はしていないと思います。ただ、今お話がありました4年前の件でしたら先ほども答弁しましたけれども、私は、当時もう部長職でした。この中ではたぶん私だけだと思いますけれども、その私が承知をしていなかったということからすると、本当にごく一部のところで起きた出来事かというのが私の認識です。ですから、私もこの件が起きてから警察の捜査の中で聞きましたけれども、それこそ5月20日以降に出てきて、前副市長がそういうお話をしているのも新聞で初めて見ました。ですから、そういう意味では、市職員の中であまりそういう認識が浸透していなかったというのは、先ほど答弁したとおりのことかというふうに思います。

○秋元委員

◎職員の内部通報について

今回の委員会は本日一日ではないので次の質問に移りますけれども、これまで小樽市の組織の中の不正に関する内部通報システムといいますか、そういう制度というのはありますか。もしあったら、これまでの通報の件数と内容、また、その対応についてお答えいただけますか。

○(総務)職員課長

職員の内部通報の件につきましてですが、平成18年4月に法改正施行されて、その時点で私どものほうでも職員等の公益通報処理要綱といったものを定めているところであります。ただ、これまで18年4月に要綱を定めて

以降、私どものほうにそういう通報があったということは現時点では聞いてございません。

○秋元委員

たぶんこの内容について、わからない方もたくさんいるのかというふうに思うのですけれども、不正がたくさんあるということではなくて、こういう通報制度があるということをぜひ周知していただきたいというふうに思います。

◎職員一人一人の危機意識について

全然関係ない話なのですけれども、危機管理と申しますか、組織としての気の引締めと申しますか、ちょっと1点話させていただきたいのですけれども、昨年でしたか、市役所別館の夜間入り口で火災がありましたけれども、もちろんテレビや新聞で報道されていまして私はわかっているのですが、こういう話というのは職員の皆さんは知っていると思いませんか。

○(総務)総務課長

職員に対しては特にその火災自体のことは知らせていませんけれども、あそこにいろいろごみとか集積していましたので、そのごみについては、火災があったのであそこに置かなくしますということで通報しましたので、全庁的には新聞にも載った経緯もございますので、ほとんどの職員は知っているというふうに思っております。

○秋元委員

何が言いたいかというと、一事が万事で、今、燃えるものを置かないようにというお話がありましたけれども、実は職員の方でまだあそこでたばこを吸っている方がいるのです。私も今まで2人に注意しました。ところが、あそこでたばこを吸う方がまだいるのですね。燃えるものがないからいいというのではなくて、もし民間の会社であれば、自分の会社の入り口や裏口が火災に遭えば、どうやって火災が起きないようにと真剣に考えると思うのですけれども、そこは一人一人の危機意識と申しますか、これが本当に欠如しているのではないかと申すように危ぶむ思いなのですけれども、ぜひ一事が万事で、小さいことですが、そういう注意をぜひ周知していただきたいというふうに思います。

◎庁達について

先ほど庁達のお話がありましたが、庁達は今回、山田前副市長の名前で発信されておりますけれども、最終的にメールを配信するのはどなたがされておりますでしょうか。

○(総務)職員課長

庁達の文書を人事係長が起案しまして、職員課長、総務部次長、総務部長、副市長、市長まで決裁というか目を通して発するという。その中で前市長は特に気になったことをたまに言うこともございまして、それを文章の中に入れて発することもございます。最終的には人事係長のほうで、各部長あてなのですが、その文書自体は全課にあてて添付ファイルとしてメールで送信しているところであります。

○秋元委員

その庁達がしっかりと職員に伝わっているなという確認というのはされているのでしょうか。

○(総務)職員課長

確認というのは、結論から申し上げますと一つ一つはしてございません。庁達の意味自体が要はこういうことを守りなさいという命令なものですから、一回一回確認するということはしてございません。

ただ、今回こういうことがありました反省としましては、要はペーパーレスというのですか、環境に配慮したとか、業務の省力化ということでメールを使っていたのですが、添付ファイルということで送信していますので、また庁達だというふうに思って添付ファイルを開かない職員もひょっとしたらいるのかというふうに、そういうことも反省としてあるものですから、逆に今まではペーパーで回して、それをみんなが課で回覧して、印鑑を押して目の前で見るという習慣があったものですから、一回そういう形に戻してみるのも一つかというふうには思っております。

ます。

○秋元委員

ぜひ重要な事項を発信した場合には、しっかり職員に伝わっているのかという確認も重要になっていくというふうに思います。

◎記者会見における言動について

次に、今回さまざまな報道で反省が足りないのではないかという声がかせられておりました。なぜ反省が足りないというふうに言われるか、市長はどのように思いますか。

○市長

ちょっと中身がよくわかりませんが、ただ私自身は、今回の法に抵触しているという問題、そしてやはり我々は公務員として法律を守らなければいけないという、その公務員が法に抵触しているということについては、大変申しわけないということを再三話をさせていただいております。それが足りないということであれば、またいろいろと御意見を聞きながら対処していきたいと思っております。

○秋元委員

私が非常に感じるのは、まず記者会見をされた際の言動、これはたくさんの方からいただきました。全部市長ではなくても、山田前副市長も、重要な謝罪会見をするときに笑いながら話していたりとか、言葉の一つ一つに気を配っていないということが、非常に市民の方の感情を逆なでしているのではないかと、本当に心の底から申しわけないという思いが伝わってこないという声をたくさんいただきました。私もテレビの配信を見て、あそこだけ見ていると本当に憤る部分がありましたけれども、ぜひひとつ市長も含め全職員のこういう言動はしっかりと注意していかなければならない部分だというふうに思います。

◎制度の周知について

最後の質問といいますか、指摘といいますか、昨年、高額療養費の未請求問題で業務改善の業務事故防止の指針の中で、今読めば非常に皆さん心当たりになる部分かと思っておりますけれども、制度の改正に対する対応で、担当者が制度改正の内容を理解したと思っても、それが正しく理解されているか、また業務に正しく反映されているかについては、そもそも上司である係長や課長が改正内容を理解していなければ、チェック機能が働く状況にすならないことになりましてということで書かれておりました。今読み返してみると非常にむなしく感じるのは、1993年に、この政治資金規正法が改正されましたけれども、過去にわたってどういう改正がされてきて、公務員の方々が遵法精神で、しっかりと法令を遵守する上でどういう改正がされてきたのかというのをぜひ調べて周知していただきたいなど、こういう希望を最後に言わせていただきます。

○千葉委員

まず、この事件に関して、市議会として特別委員会を設置するに至ったことに関しましては非常に残念であるということと、先ほど秋元委員からもお話がありましたけれども、市民の皆様からは大変我が党にも怒りの声が上がっているということをまず申し述べさせていただいて、質問に移らせていただきたいと思っております。

◎控訴について

5月20日に判決が言い渡されまして、今日で14日目かと思っております。1点確認をさせていただきたいのですが、このたびの刑事処分を受けた各幹部職員の方々というのは控訴はしないということで認識してよろしいのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○生活環境部参事

控訴ということではなくて、5月20日の段階で略式命令そのものがよしか否かというのを検察官から問われて、いいですということで私としては印鑑を押しておりますので、そういう立場で臨んでおります。

○千葉委員

では、ほかの方も同じということで認識してよろしいでしょうか。

○委員長

それぞれお聞きになりますか。

(「違うという人はいないだろう」と呼ぶ者あり)

○千葉委員

◎市長の考えについて

違うという方はいないという御意見もありますので、その上で質問させていただきます。市長はインタビューの中で、市民の信頼を非常に損ねていることを十分承知している。今回のこの震災の影響で地域経済、また観光が難局を迎えている中、これまでの経験をもって対処することが優先だと考えた。また、今後の懲戒処分を踏まえた上で降格なども検討するという事でおっしゃっておりますけれども、この市長のお考えを改めてお伺いしたいと思います。

○市長

何度も話をさせていただいておりますけれども、私は法に照らして厳正に対処していきたいということについては変わっておりません。

○千葉委員

◎パーティー券依頼の経緯について

先ほど概要、経過について報告がありました。質問も重なっておりますので割愛する部分もありますけれども、先ほど来お話を伺っていますと、どこかの時点でどなたかが気づくポイントがあったのではないかというふうには私自身感じております。

その点を踏まえて山崎前総務部長にも若干お伺いをしたいと思いますけれども、後援会事務局長からパーティー券の販売の依頼を受けたというふうには伺っております。総務部長というお立場は非常にお忙しいということで、突然訪問したからといって本当にお会いできるかどうかというのは、非常に難しい日でありますとか場面があるのかというふうには私自身認識しておりますけれども、事務局長とは前からお知り合いということもありまして、このパーティー券販売に関しての依頼というのは、事前に電話などで連絡があったかどうかについて教えていただけますでしょうか。

○生活環境部参事

事前に電話はありました。ただ、その内容は知らされておりません。つまり、訪問するのでもらっちゃいますかという事前の電話はありました。それを受けて、これもたぶん3月14日だと思うのですが、これもあまり自信のないところなのですが、その日に約束をしてお会いしたと思います。そのときに初めて私の部屋で後援会のパーティー券の話があったということでございます。

○千葉委員

前もって連絡があつて、当日お会いしたときにパーティー券の依頼があつたという御説明がございました。そのお会いした時点というのはパーティー券のみのお話だったのか、時間的にはどのぐらいの会話だったのかということについて、もし覚えていらっしゃれば教えていただけますでしょうか。

○生活環境部参事

たぶん3月14日、本会議のあった日だったというふうに記憶しているのですが、東日本大震災の後で、朝から部長会議などで、ふくそうしているときだったと思います。ですから、本当に短い時間でパーティー券をお持ちになって、私のほうに依頼があつたと。ですから、会話としては本当に5分、10分の中でやりとりがあつて、私としては当面お預かりしたと、そういう形になったのだというふうに思います。

○千葉委員

◎地位利用の認識について

当日各部長にお願いに回ったということは、先ほどの各委員からの御質問の中で理解をいたしました。さまざまな報道の中で、今回の問題に関しましては地位を利用したということが問題になっているわけでありますけれども、山崎前総務部長は強制しているつもりはなかったのだというお話をされております。このように思われる理由と申しますか、どうしてそう思われるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○生活環境部参事

まず、当日は、各部長にはお願いしておりません。当日は預かって、その日のうちに私が各部長ごとに枚数を分けて、翌日、各部長にお願いをしたというのが事実経過です。

それから、地位利用については、政治資金規正法第22条の9を後から捜査機関の中で見せていただきました。その中で私なりに読んで地位の利用というのを、つまり強制力を働かせて無理にお願いをしたという、そういう思いも一方でありました。私としては今回お願いするときに、あまり無理に言えないので、協力してくれる人だけでいいよという物言いをしたものですから、私としては強制力が働いたつもりはなかったのですが、しかし、そのことは法律の趣旨といいますか、法律の解釈するところの地位の利用というのは、上司と部下ですから、私がいくらそういう日ごろの人間関係の中でお願いしたにしても、受け取る側からすれば、上司である私からの、ある意味ではプレッシャーも含めて当然受けるのだらうと、それは後ほど法律を見ていく中で私としても、受ける側の立場からすれば当然そういうこともあり得るといことは認識をしたところでございます。

○千葉委員

◎政治資金規正法違反の認識について

依頼を受けた各部長にお伺いをしたいのですが、この販売の協力依頼を受けた際に、どこかで、これはいいのかなですとか、大丈夫なのかなと、服務規律違反にならないのかということのみじんも感じなかったのかどうか、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

○財政部長

大変お恥ずかしい限りでございますけれども、先ほども申しましたように、この券を受けたときには、希望する者があればという形で私もお願いしようと思っておりましたので、政治資金規正法違反に該当するという認識はございませんでした。

○生活環境部長

私も政治資金規正法という法律に抵触するという思いは持っておりませんでしたけれども、恥ずかしい話ですが、これがやってはいけないことかどうかということを考える間もなくというか、考えずに管理職に協力してもらったという形でございます。

○医療保険部長

私は、地方公務員法上ではあまり望ましいことではないなという思いはありました。ただ、政治資金規正法というのを見たのが5月2日ということなものですから、その当時では地位利用とか、そういうものの意識はございませんでした。

○福祉部長

先ほど、私は、福祉部だけ管理職の親睦会の経費でという話をさせていただきましたけれども、今回の件が政治資金規正法に該当するということは、後ほど捜査の段階で捜査資料として見たときに確認をしたところで、政治資金規正法に抵触するチケットであるとは知らなかったということは先ほど申し上げたとおりでございます。例えば美術展のチケットですとか、あるいは夏のイベントのチケットですとか、そういうものを先ほど話をした管理職だけの親睦会で買い上げているようなことがあって、政治資金規正法に抵触する、しないということではなくて、何

となく不本意ながら買うチケットはその親睦会の会計で処理をしてしまうということがあったのかと思います。その中で今回のことが法に抵触する、しないということについて、私あるいは私どもの課長職を含めてそのことを考えずに販売し、あるいは購入したということでございます。大変申しわけございませんでした。

○建設部長

山崎前総務部長から受け取った段階では、法に抵触するという認識はございませんでした。そういった中でそれに対する疑念を私としては抱かなかったということでございます。

○消防長

先ほども申し上げましたけれども、地方公務員法とか公職選挙法の関係であれば、それなりの認識はございましたけれども、当時、政治資金規正法については全く考えが及んでおりませんでした。私自身、大変認識不足であったと思っています。申しわけございません。

○教育部長

繰り返しになりますが、政治資金規正法第22条についての認識はございませんでした。それから、地方公務員法なり公職選挙法の地方公務員の地位利用という、そういう言葉の認識はございましたけれども、チケットを同僚に売ることが公務員としての地位利用という、そういう認識ではございませんでした。

○千葉委員

先ほど来、各美術館であるとか他のチケットと同じような感覚であったということ自体がどうなのかというふうに、聞いている側としては思うわけでありますけれども、その購入に当たっての協力の判断というのが、たとえ法に触れなくても、庁達等々で年末年始の業者との関連ですとかと同様に、一步踏みとどまる、そういうときでもあったかに思うのですね。なぜ今回だけ、どなたもそのように踏みとどまらなかったのかという疑念が市民の皆様からも寄せられております。

◎再発防止の指針について

先ほどお話がありました昨年の高額療養費の未請求問題、このときにもいろいろな市職員の意識の改革、法令の遵守ということのお話がありましたけれども、再発防止の指針が出ております。先ほど秋元委員からも紹介がありましたけれども、昨年これが各部署全職員に配布をされたというふうに聞いております。今のこのお話を聞くにつけ、その指針すら全職員の方が自分のこととして受け止めて読んでいるのかというふうに非常に思うのですが、その辺の確認等はどうなっていますでしょうか。

○(総務)職員課長

今、御質問の指針についてですが、昨年8月の末ぐらいでしたか、全職員分刷り上がりまして、各部局に配布しまして、今資料を持ってきていないので正確な日付はわかりませんが、その後、1か月、2か月ほどかけて各職場で周知させ、それでその結果について周知したということで報告はいただいております。

○千葉委員

では、全員の方が目を通されて、きっちり部署内で話合いが行われたということによろしいのですね。

○(総務)職員課長

各職場での周知の方法は別にしまして、全員集まってやれるところは全員集まってやってみたりとか、そういう余裕のないところは個々に配布して、各職員に読んだかどうかを確認をします。そういったいろいろな方法で全職員に周知されたというふうに思っております。

○千葉委員

市民の皆様から、対応にしても一つ一つがすべてマイナスの面にとらえられて、市役所にとっても、今後、非常に厳しい対応が迫られてくるのかというふうに思っております。今後、何回かまた委員会等が開かれていくと思いますけれども。

◎外部委員による調査委員会について

では最後に、1点、外部委員による調査委員会についてまとめてお伺いいたします。この委員会は、先ほどお示しされておりますけれども、早急にスピード感を持って開いていただくということで確認をさせていただきたいのですが、開くのはいいのですけれども、やはり結論を急いでいただきたいという思いがございまして、一定程度の委員会の目途と申しますか、このぐらいの時期までにはきっちりと再発防止なり結果を出していただくのか市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○総務部次長

外部委員による調査委員会についてでございますけれども、本日資料としてお出ししておりますが、人選が一部まだ決まっております。決まり次第設置をしていきたいというふうに考えてございますけれども、基本的には外部委員に今後の進め方も含めて御意見をお聞きして、調査のやり方にもよると思うのですが、期間も含めてどういう形が今回の調査にふさわしいのかというのを委員の方にお聞きして、それで期間も含めて対応をしていきたいと思っておりますので、こちらからいつまでということ、今の段階でお示しするのはなかなか難しいと思っておりますけれども、今の千葉委員の御意見もありますので、十分委員の方の御意見も含めながら検討してまいりたいと考えています。

○委員長

公明党の質問を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎原因究明に関する庁内での議論について

昨日資料をいただきまして、見せていただきました。本日説明もいただきましたけれども、また、これまで多くの議員の質問への答弁についても注目して聞いてきましたけれども、どうもこれまで報道されてきた内容の繰り返しで、実に淡々といたしますか、機械的といいますか、そういった答弁であったと言わざるを得ないと思います。

指摘したいのは、原因究明を本気になって正確に正直に議論をしているのかという点であります。そういう点でいささか疑問を感じているのですけれども、幹部職員の間で庁内ではこれまでどのような議論が行われてきたのか、これについてまずお伺いしたいと思います。

○総務部長

私どもこの政治資金規正法違反という事案を受けまして、大きく市民の皆さんの信頼を損ねてしまったわけですが、私どもがまずしていかなければいけないことは、やはりこの事件に対してしっかりと向き合って、真摯に対応していくべきではないかというふうに思っております。

今、原因究明につきまして、本気で議論をしていく必要があるのではないかというような御質問がございましたけれども、本日資料としてお示しをさせていただきました。私どもといたしましては、当面原因の究明というよりも、事件の実態をまず明らかにするということに力を注いでまいりました。原因究明につきましては少しずつ進んでおりますけれども、まだまだこれからの課題だと思っておりますし、私どもも一定程度していかなければいけないとは思っております。原因究明につきましては、庁内での必要性というものを一定程度認めつつも、やはり内部でやりますと客観性への疑念というのが払拭されないということもございまして、今回外部委員による調査委員会を設置するわけでございますので、外部調査委員会にもこの原因究明の部分についての役割は担っていただきたいというふうに考えているところでございます。

○林下委員

この事件の解決をしっかりとやって、市民の信頼を取り戻すという立場でこれに取り組んでいただかないと、これから行政としても非常につらい立場になると思っておりますので、ぜひしっかりとやっていただきたいというふうに思いま

す。

ただ、この間皆さんの質問に対する答弁を聞いておりましたが、私はわずか4年間しか市議会議員として行政を担当する皆さんとのかかわりがありませんが、過去の経過は別として、皆さんは非常に優秀な職員だというふうに思っていますが、法令遵守という点で言いますと、市の幹部はもとより職員一人一人が地方公務員法やこの政治資金規正法、あるいは公職選挙法を知らなかったとか、あるいは失念したという答弁は、どうしてもみんなが理解できないところではないかというふうに思うのですが、その点についてはいかがですか。

○生活環境部参事

原因者の私から答弁いたしますけれども、この間一貫して話をさせていただいているのは、37年間、地方公務員をやっておりますから、地方公務員法の基本的なことは承知しております。政治的な行為の制限等についても承知しているつもりです。公職選挙法についても一定程度の承知はしているつもりです。

ただ、政治資金規正法という法律について、これはもう弁解の余地はありませんけれども、私としては承知をしていなかった。そして、ああいう形で具体的にパーティー券の販売そのものに関与してしまった。政治資金規正法にそういう条文があること自体を全然承知しておりませんでした。そのことがわからなかったのが言いわけだと言われればそのとおりです。もう弁解の余地はありませんけれども、現実の問題として、我々はすべての法律を承知をしているわけではありません。ですから、そこのおわびを申し上げるしかありませんけれども、本来私のところでとめておけば終わった話ですから。ある意味では原因者であり、また私から頼まれた段階でその認識があればそこで終わっていたわけですから、そういう意味では大変各部局長にも御迷惑をかけたし、その段階でとめておけばというのはじくじたる思いがありますけれども、現実としてはそういう認識でございます。

○林下委員

今、参事の答弁をいただきましたけれども、どうもそういう意味では、このたびの略式命令を全員受け入れるというような先ほど答弁があったように思いますが、参事は警察当局の処分は妥当なものだという判断で受け入れたのですか。

○生活環境部参事

一貫して申し上げますのは、私自身がこの法律に違反したということは認めているわけですから、その中で私としてはこういった形で刑事処分を受けたということは当然重大な判決として受け止めて、真摯に受け止めたというふうに思っております。

○林下委員

◎コンプライアンスについて

それでは、コンプライアンスに関してお伺いしたいと思うのですが、先ほど市長も、民間の経験を生かして、コンプライアンスのあり方についてこれからのいろいろな取組も含めて答弁していただいたと思うのですが、担当者を置くとか、そういう具体的な点について検討をされているのか、今後どういう機能を持たせていくのかということも含めて考えていることがあれば答弁願います。

○市長

先ほども答弁申し上げましたが、法令を遵守するというのは、公務員としてきちんとした形で対処していかなければいけないというのはそのとおりでございます。したがってコンプライアンスの問題をどういう形にするかというのはこれからいろいろと考えていきたいと思いますけれども、いずれにしてもこのようなことがあってはいけないことですから、再発しないような形で法令遵守、コンプライアンスの問題については取り組んでいきたいと思っております。

○林下委員

今、市長に答弁していただきましたけれども、担当者を置くというか、担当の部署をつくるという理解でいいの

ですか。

○市長

基本的にはそういうことを考えておりますけれども、担当者が何人がいいとか、いろいろな部署をどういう形でつくった方がいいのか、そういったことについてはこれから検討していきたいと思います。いずれにしても、何度も話させていただいているように、やはり同じようなことがあってはいけないという、要するに法をきっちり守るという観点で対処していきたいと思っております。

○林下委員

◎なぜ選挙管理委員会事務局が気づかなかったのかについて

次に、選挙管理委員会事務局のかかわりについてお伺いしたいと思うのですが、新聞報道などによりますと、前は選挙管理委員会事務局から指摘があって、言ってみれば事前に事なきを得たというようなことが報道されておりますが、今回は選挙管理委員会事務局が全く気づかないような方法でパーティー券が売られたことになるというふうに思うのですが、実態としてはどのような方法でパーティー券が選挙管理委員会事務局に全く気づかれないままに売られてきたのか、その点についてはどうですか。

○生活環境部参事

冒頭から何回か説明があったと思っておりますけれども、基本的に私が各部局にお願いをして、各部局長の判断で販売していただいたというのが実態です。ですから、選挙管理委員会事務局職員が気づく、気づかないの話とは、そことは一緒になりません。ただ、選挙管理委員会事務局事務局の管理職には依頼をしておりますので、その段階では当然気づかないのだらうと思っております。ですから、それぞれの部局の段階で各部局長がどういう形で具体的にやったか、私は承知していませんけれども、決して選挙管理委員会事務局が気づくとか気づかないとか、そういったことを意識したということはたぶんないだらうというふうに思っております。

○林下委員

選挙管理委員会事務局の関係については、庁内の動きが全く察知できていなかったということも、どうしてなのかという疑問がありますので、今後、出席した段階で質問したいと思います。

◎再発防止策について

次に、地方公務員法第39条に関して、この間、職員の認識が非常に甘かったとか、いわゆる法の認識の欠如が満ちあふれているという指摘をされております。今後どうやってその倫理意識を再構築していくのか。こういうことは再発防止に非常に重要な点だと思うのですが、いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

代表質問でも答弁させていただいたのですが、法令遵守に関する定期的な研修の導入ですとか、今後予定されている外部委員による調査委員会の中での再発防止策、さらにはこういった委員会での御意見等々を参考にしながら、いろいろな形で職員研修なりに取り組んで再発防止に努める、そういうふうに考えております。

○林下委員

◎懲戒処分について

次に、懲戒処分についてお伺いしたいと思うのですが、先ほどの委員の質問に対して、社会的な反響の大きさなどを考慮し、あるいは市民感情も踏まえて処分を検討していきたいというような答弁をしたと思います。私は、「小樽市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」に基づいて検討されるとすれば、こういう反響の大きさ、あるいは市民感情を踏まえてどんな処分を加味することができるのか、その点について質問したいと思います。

○(総務)職員課長

懲戒処分の基準としましては、職員の懲戒処分に関する規程のほか、前提としまして地方公務員法第29条による考え方が基本にございますので、その中ではいわゆる地方公務員法に違反した場合というのが今回大きく当たる

わけで、言ってみれば信用失墜行為が禁止されている部分で、こういった形で職員が信用をなくしてしまった。それから、政治的行為の制限ですとか、そういった部分での条項に当たるわけですから、それを今回我々が持っている処分基準に当てはめながら、他都市の例ですとかこれまでの事例に当てはめて、そういった処分の量刑なりを決めていくことになろうかと考えています。

○林下委員

今、私は、市民感情とか、あるいは反響の大きさというものがどう加味されるのかという質問だったのですけれども、条例に基づいて厳正に処分をするという答弁だったと思うのですが、それでいいですか。

○(総務)職員課長

当然こういった部分の根本の考え方はあるのですが、ただこれだけ社会的影響が大きくなった部分ですとかを考慮しないわけにはいかないというふうには考えております。

○林下委員

どういう処分がされるのかというのは非常に関心の高いところですから、きちんとそういったものが加味されるとすれば、しっかりとどういう根拠でやられるのかということを確認させていただきたいというふうに思います。

次に、「小樽市職員の分限処分の基準等に関する訓令」というのがありますけれども、これには役付職員が非違行為による懲戒処分を受けた場合の処分ということで、第 2 条第 3 項第 5 号に「その職にあることにより今後の公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保に支障が生じると認められるもの」という規定があるのですが、幹部職員の分限処分というのはどのようなことが可能なのか、その点について御説明をお願いいたします。

○(総務)職員課長

今、林下委員から御質問があった部分の条項につきましては、職員の分限処分の基準等に関する訓令の第 2 条第 3 項第 5 号のことをおっしゃっているのかと思うのですが、その効果につきましては降任又は免職の 2 種類になってございます。

○林下委員

その基準でいきますと、どんな処分が考えられますか。

○(総務)職員課長

今申し上げましたとおり、役付職員が懲戒処分を受けた場合のその後の分限処分の問題ですから、それは役付職員をその職から一定程度おろすというのが降任、それといわゆる懲戒免職という形の 2 種類しかないということです。

○林下委員

◎職員分限懲戒審査委員会について

そこで、職員分限懲戒審査委員会の流れについてお伺いしたいと思うのですが、委員会は市長から委嘱を受けた委員が処分の検討をするということになっていると思いますが、従来のメンバー構成からいって、処分の該当者が多くて、委員の構成ができるのか心配されるのですが、職員分限懲戒審査委員会の構成は可能なのですか。

○(総務)職員課長

今回の処分の対象者は確かに百数十人と人数は多いのですが、ほとんどが買っただけの職員となってございますので、そういう部分では人数が多いのでこの四、五人の中で審査できないというふうには考えてございません。

○総務部次長

今の林下委員の御質問というのは、つまり構成で、職員分限懲戒審査委員の委員となる部分ですね。

○林下委員

そうです。

○総務部次長

それは当然そういうものにかかわりのない者が委員として対応することになります。

○林下委員

私はそこを一番心配していたので、処分の該当者が別の委員の処分をするみたいなことにならないように、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

◎外部委員による調査委員会について

次に、外部委員による調査委員会の関係なのですけれども、この第三者による委員会が、例えば既に退職されている部長職などの方について、どのような権限といいますか、根拠で調査をするのですか。強いて言えば強制力があるとか、あるいはこの委員会にこういう根拠で呼ぶことができるのだという判断といいますか、そういうのはどうお考えですか。

○総務部次長

今回おつけしているお手元にある資料 4 の中にも要綱（案）という形でお示ししてございますけれども、その中で「委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる」という規定がございます。ただ、これは市としての設置要綱でございますので、それが強制力を持つてできるということではございませんので、私ども職員も含めて可能な限り協力はさせていただきますけれども、あくまでも強制力ということではなくて、基本はやはり任意の求めに応じていただけるかというところではないかというふうに考えます。

○林下委員

市長が非常に早い段階から外部委員による調査委員会を立ち上げて、この解決に当たるということで注目をされているのですけれども、私はそういう決意は別として、現実には皆さんから協力が本当に得られるのかということが非常に心配なのですけれども、その点についてはどうですか。

○市長

外部委員による調査委員会についてはできるだけ早く設置をして、原因究明や再発防止について取り組んでいただきたいと思いますということで考えております。ただ、中立的な部分、公正的な部分、こういったことは守っていかねなければいけないだろうというふうに思っておりますので、私どものほうからこうしてほしいとか、ああしてほしいとかといったことはやはり差し控えていかなければいけないのかというふうに思っております。ですから、早く委員会を設置しまして、委員会の中でしっかりした形で調査をしていただきたいと思いますところがございます。

○林下委員

メンバーも決定されたというふうに言われておりますけれども、具体的にこの委員会はいつから動き出すというふうに考えていますか。

○総務部次長

お手元の資料 4 ですがまだ委員全員が決まっておりますので、たぶん近日中に残る一人の方も人選をいただければ、委員の皆様のお都合もございしますが、なるべく早い時期に第 1 回目の委員会というのを開きたいというふうに考えています。

○林下委員

◎公民権停止処分について

次に、先ほど市民からの公民権を停止された職員が行政の職にとどまるというのはいかかなものかという指摘もあるという話がありましたけれども、先ほど公民権停止の方の処分ということで、地方公務員法に照らして厳正に

対処するという方針が示されておりますけれども、公民権停止は任用や発令に適用されないという法解釈があるというふうに思いますが、どういう処分が可能なのか、答弁をお願いしたいと思います。

○(総務)職員課長

公民権停止をもってこういう処分という決めはないものですから、それは今まで公民権停止になった事例でどういふ処分内容が下されたかというのを調べながら判断していくことになるかと思ひます。

○林下委員

先ほど、法に照らして厳正に処分するというふうに答弁があつたと思うのですが、この公民権停止というのはあくまでも選挙権、被選挙権に該当するものであつて、職に関して発令や任用に適用するものではないという、これまでの判例みたいなものがあると思うのですが、そういう法解釈は間違いではありませんか、どうですか。

○(総務)職員課長

いわゆる人事異動等について支障があるかという御質問が先の代表質問でございまして、市長から人事異動等については支障ないということで答弁しているかと思ひますが、私どものほうではそのように考えております。

ただ、先ほど私が申し上げましたのは、懲戒処分するに当たつて公民権停止だからこういう処分になるとか、そういう基準についてはないと申し上げたところでございます。

○林下委員

◎市長の決意について

質問が重複している部分もあると思うのですが、最後に市長にお伺ひしたいと思うのですが、この事件では市役所内の長い間の慣行でありますとか、もちろん市内の風土といいますか、企業には企業の風土がありますけれども、そういったものの積み重ねによって、いわば感覚の麻痺みたいなものが生じて引き起こされたというふうに思うのですが、市長が市内のタブーを排除してこの問題に対処していくという、その決意を示していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○市長

今回、私どもの幹部職員がこういう形で法令に抵触したということでございますので、そういったことも含めて市民から信頼されるような、そういうような体制づくりについて努力してまいりたいと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質問を終結し、一新小樽に移します。

○成田(祐)委員

質問に当たりまして、各部局へ質問をする場合があります。その場合は前年度の各部局の部長、若しくは本日部長等が退職でない場合は、次長、課長職の方がお答えください。

それでは、質問に移りたいと思ひます。

◎過去のパーティー券の売買について

報道などで、今回の件に限らず4年前、それ以前からもこういったようなパーティー券の売買があつた、若しくはそういったマニュアルに記載されていた履歴があつたといったような報道が出てはいるのですが、それに関して市は現在の段階でどのように調査、把握しているのでしょうか。

○生活環境部参事

調査、把握の関係は、後ほど総務部長から答弁があると思ひます。

4年前、それ以前の話でございまして、先ほども何回か話をいたしました、私自身が4年前部長職でしたし、平成11年の段階でも課長職でしたので、この間の経過の記憶ということからすれば、たぶんこの中では一番記憶が

あるのだらうと思いますので、知っている範囲で答弁いたします。

4年前のことは先ほど来話しておりますけれども、私はこのパーティー券の購入については一切ありません。ただ、平成11年、今から12年前になるのですか、このときに私は課長職でしたけれども、その段階で当時の小樽市長選に際してこういったパーティーがあり、私はそこに参加した記憶がありますので、そのときには相当の人数がいて、市職員もたくさんおりました。ただ、その段階でだれから買ったかとか、どうだったと言われると、残念ながら12年前のことでどなたから依頼されたのか、あるいは知っている方から買ったのか、覚えておりませんが、少なくとも私が後援会にパーティー券をくださいと買いに行った記憶はありませんので、そういう形で参加した記憶はございます。ですから、そういう意味では、過去に全然なかったのかと言われるとそうではなくて、私自身は参加した記憶がありますので、そういうものはあったのだらうというふうには認識をしております。

○総務部長

今、4年前について調査、認識をしているのかどうかというようなことでお尋ねがございましたけれども、先ほども若干答弁させていただいた部分と関連するところがあるのですが、本日資料としてお示しをさせていただいたように、当面、実態調査に力を注いでおりまして、まだ調査という部分についてはなかなか踏み込んでいないのが実態でございます。

先ほど外部委員による調査委員会から退職された職員を呼ぶかどうかという御質問がありましたけれども、4年前のことになりますと、多くの職員が退職されておりまして、当時のことはなかなかわかりづらいような実態になっておりますけれども、外部調査委員会の中で退職した職員も呼ぶということであれば、協力もいただきながら対応していきたいというふうに思っています。

○成田（祐）委員

◎そのほかのチケットの販売について

こういったチケットの売買がやはり慣例的にあったのではないかと。そういったことが市民の皆さんにとって非常に関心が高い部分であるわけなのです。先ほどの美術とかイベントのチケットとか、そういった売買がほかにもあるということは私も十分承知しております。ほかから泉谷しげるのチケットを買わないかと言われてたこともあります。そのような中でいろいろなチケットがあるのは承知しているのですが、今回の市長のパーティー券に限らず、市役所内で他の市議会議員のパーティー券を購入した人がいるのかということ、私は先日の緊急質問のときに質問いたしましたが、その際の市長の答弁は、実態については把握していないと。今後の外部委員による調査委員会の状況に応じて判断したいというふうに答弁をいただいているのですが、それについて、改めて他の市議会議員など、そういったパーティー券の売買があったかということの調査はされているのでしょうか。

○総務部長

今後にならうかと思えます。

○成田（祐）委員

まだ調査を行われていないということなので、今ここにいらっしゃる各部局の方は皆様4年前もほとんどの方が管理職だったというふうに思いますので、この件に関して先ほどの4年前以前に市長選等のパーティー券の売買があったかどうか、そして市役所内で他の市議会議員のパーティー券の購入、要するにそういった持ちかけがあったか。本人がお買いになられていなくても、そういったものをあっせんされたり、若しくは買わないかと言われてたり、若しくは買っているところを見たとか、そういったことについて、関係部局の方お一人ずつお答えいただけますか。

○生活環境部参事

先ほどのことに含めて答弁申し上げますけれども、一つは平成11年のことを申し上げましたけれども、それは売買があったかどうかということではなくて、私自身がそのパーティー券を購入して参加をしたという、そういう記憶があるということでもまず一つ御理解ください。

それからもう一つ、私は、総務部長という立場を長くやっていますが、これまでの市長選を含めて、さまざまな政治団体からこうした内容の依頼を受けたことはありません。ただ、三十何年間市役所にいますから、この間、各議員の方から、市政報告会だとか各種報告だけの参加だとか、出席を個人的に依頼されたことはあります。それはもう当然何回もありますので、それについてはそのとおりです。

○財政部長

まず 4 年前同じようなことがあったかというお尋ねでございますけれども、私は全くございません。出席したことも券を買ったこともございません。8 年前も同様でございます。

12 年前の平成 11 年になりますが、たしか市長に立候補をされる方の演説会のようなものに出席した記憶はございませんけれども、券を購入したかどうかということについては、申しわけございませんが、記憶にはございません。

それと、他の市議会議員の方など議員の方たちの政治関係のパーティーですとか、そういうものに券を買うとか出席したとかということは一切ございません。

○生活環境部長

私が管理職になったのは今から 8 年前の平成 14 年です。ただ、管理職になってすぐ別の組織に派遣されておりますので、まことに申しわけありませんが、小樽市長選、市議会議員選でそういった券が売買されたとか、そういった話も聞きませんし、購入したこともありません。今回が初めてということでもあります。

○医療保険部長

まず、1 点目の過去のパーティー券等の購入の関係でございますけれども、記憶がございません。

それから、2 点目で市議会議員からの個人的な部分でございますけれども、市政報告会等で券を個人的に頼まれて購入したという覚えはございません。

○福祉部長

私は平成 10 年に管理職になりまして、北海道庁に派遣をされておりましたので、12 年前にはそういう話はございませんでした。その後も本庁職場ではないところにおりましたので、そういう話の記憶はございません。

○建設部長

少なくとも今回いろいろと考えてみましたけれども、はっきりとした記憶がないことは確かです。ただ、平成 19 年の市長選のときですけれども、その当時の備忘録を見ましたが、パーティーの項目というのはありませんでしたから、少なくとも私は 19 年については買ってないし、出席もしていないだろうというふうに思っています。

それから、15 年あるいは 11 年についてははっきり記憶をしておりませんので、そういった面では買ったかどうかということは定かではございません。

あるいはほかの市議会議員、あるいは道議会議員、あるいは国会議員のパーティー等々については、これもはっきりしませんけれども、私の感覚としては買った記憶はございません。

○消防長

私につきましては、過去については、このような券の購入は一切ございません。あと市議会議員のパーティー券購入についても、そういうものの記憶は今のところございません。

○教育部長

市長選挙の関係から言いますと、今回は買って参加もしましたけれども、それ以前については参加をしたこともございませんし、買った記憶もございません。

それから、市議会議員なり道議会議員の方々のパーティー券購入という部分につきましては、これは政治資金規正法第 8 条第 2 項だったと思いますけれども、それに基づくパーティーなのかどうかというのはちょっとはっきりしませんけれども、1,000 円とか 2,000 円とかでチケットを買った、あるいは参加したことはございます。

○経営管理部長

私は、管理職になったのは平成15年でございますが、前段の市長選に絡むパーティーというのは参加したことも買ったこともございません。

それから、市議会議員や道議会議員の方のことですが、これは先ほど何人かの方が言われたように、政治資金規正法にかかわるかどうかわかりませんが、個人的なおつき合いのある議員のパーティーに出席したことはございません。

○産業港湾部長

私は平成16年から管理職をしております、4年前港湾部だったときに買った記憶はございません。私は出先が長いせいもあるのですが、そういったものに誘われたという記憶はありません。

○(水道)総務課長

私は管理職になったのがつい最近、2年前でございますので、4年前のことは存じておりません。あと、ほかの市議会議員のパーティー券とかでございますが、私はそういうものは購入してませんし出席したこともございません。

○成田（祐）委員

今、大体、全体のことをお伺いしましたら、チケットは買っても個人的に買ったと。そういった部分で今度の方は買われていないと。いわゆるそういうような土壌があった中で、今回この配布された枚数というのは完全に管理職の枚数、いわゆる課長職以上という枚数で依頼されてはいるのですね。非常に疑問なのが、今回のパーティー券以外でこういったいわゆる管理職の全員に割り当てられたチケットというのは、例えばイベントでも何でもいいのですが、何かありましたか。

○生活環境部参事

記憶の中ではそういう形だったかどうか別にして、やはり100枚単位、200枚単位でお願いされることが過去にありましたので、そういう意味では管理職だけでやったのか、あるいはそういうものであれば、管理職に限らず各部の人数に案分をお願いしたといったことはあったのかというふうには思っています。

○(総務)職員課長

先ほど私はイベントのチケットのことを話しましたが、それは私から各部の庶務担当課長に大体各部何枚、そして人数の少ないところは、それを考慮した数枚という形で割り振ったことはございます。それは、あくまでイベントのチケットです。

○成田（祐）委員

当然ながら自分もいろいろな市内のイベント等にかかわったりして、チケットを売ったりしておりますから、市職員の皆様方には非常にたくさん購入いただいて、そういったまちづくりの支援をしていただいていることは十分認識はしております。その一方で、管理職だけがチケットを持っているというよりも、ほかのチケットに関しては市職員の皆様、それこそ一般職まで持っていらっしゃるという部分が大多数なのですね。そんな中でこれが上だけでとどまったというのは、やはり何かしら私にとっては疑問を抱かざるを得ないのですが、そういった他のチケットの取扱いと今回混同してしまったとおっしゃるのであれば、ぜひ他のチケットと今回のチケットの取扱いの違いというのを改めて内部調査していただきたいと思うのですが、そこに関してはどのようにお考えでしょうか。

○生活環境部参事

調査については総務部で話をしたいと思いますけれども、今御指摘の部分でチケットの取扱いについては、やり方を変えているとか、こういう形だからということとは決してありません。管理職の数は小樽市の場合は病院局に相当数いるのですけれども、大体二百数十名だと思います。ですから、その中で病院局の一部医療系の管理職の方を除くと、150人ぐらいで管理職のほぼ8割、9割になります。そういうことからすると、どうしてもやはりこういう件

に限らず、一般職の皆さんにまで御負担いただくというのは、もちろん個人的に応援してくれている方をお願いして御負担いただくというはあり得ますけれども、これは希望の方だけでやりますと、すべてのチケットについてですけれども、なかなか買っていただけないというのが現実ありますので、どうしても管理職中心になっていくというのがこれまでの形だったというふうには思っております。

○総務部長

まず、チケット販売の関係での御質問がございましたけれども、本日の特別委員会の中でも、その原因究明に向けてさまざまな調査をしていく形で私どもも検討させていただくということで答弁させていただいておりますけれども、今の御指摘のあったそれぞれの性格の違いがあっても、必要があればどういった形で販売されているのかどうかということを質問項目に入れるかどうか、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○成田（祐）委員

もう少しチケットの話をお伺いします。例えば市に持ってこられたチケットというのは、当然ながらパーティー券以外の中でもさまざまなチケットがあると思うのですが、市の中で回すのにはそぐわないようなチケットが来た場合の、処理はどのように行われているのですか。

○生活環境部参事

そぐわないという意味がなかなかちょっと理解できないのですが、今の政治的なお話ということでおっしゃっているのですか。

○成田（祐）委員

いや、違います。そぐわないというのは、例えばあまりに高額で美術展 1 枚 2 万円とか、到底行けるようなものではなかったり、若しくは非常に不謹慎なものであったり、一般的に興味・関心を全く引かないものであったり、市の中には、結局いろいろなチケットを持ち込まれてくるとは思うのですが、全部が全部職員の皆さんに配布しているということにはならないと思うのです。その辺の判断というのをいかようにしてつけられていたかというのが非常に気になったのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○生活環境部参事

内容はわかりました。あまりそういうたぐいのものが持ち込まれるという事例はありません。ただ、中にはやはり金額が大きかったりとか、今おっしゃったような部分でお断りすることは、私の経験としてはあったと思います。そういう場合にも、そんな大量の枚数を頼まれるということはなかなかないのですけれども、仮に 1 枚、2 枚であっても、かなりの高額に上るものについてはお断りをしたということも記憶の中ではございます。

○成田（祐）委員

今回、皆様が政治資金規正法違反の認識はなかったとおっしゃっているのですから、もし仮に今回、中松市長以外で例えば森井候補、佐藤候補のパーティー券が来た場合、それでも同様にこれはそぐわないチケットではなく、回すチケットだと言って販売、売買されたのですか。その辺の判断というのはどのようにされたのでしょうか。

○生活環境部参事

仮のお話なので少し答えづらい部分はあるのですが、今回こういった形で、私自身が入り口段階で政治資金規正法の条文に抵触するということを踏まえていれば起り得なかったことですから、それについてはもう弁解の余地もなく、この場でおわびをするしかないのですが、そういう意味では安易にそれはどなたのチケットでもやったのかと問われると、そここのところの答えは窮めますけれども、私としては今回こういった形で、ある意味では安易という言い方しかないのですけれども、当時はそういった形で受けてしまった。外の方をお願いするわけにはいかなないので結果として仲間内の市の職員の内部で処理をしたという、これはもう言いわけしようがございませんので、おわびするしかないというふうに思っております。

○成田（祐）委員

中松市長は以前市の中におられたわけですから、当然ながら知り合いが多いわけで、同じチケットを回したからといって売行きがどうなのかというと、当然ながら知っている、知らないという部分でそういったものもあると思うのですが、やはりその辺のチケットの処理というか、取扱いそのものが非常にまだ不明確な部分があるので、ぜひ改めてその部分の調査と実態という部分を、今後、解明していただきたいというふうに思います。

◎政党や会派への資金提供について

もう一点つけ足して、チケットとちょっと違った部分になるのですが、これも緊急質問の部分に関しまして、政党や会派への協賛金、若しくはカンパという話をお伺いしたときに、個人としての協力などはあるかもしれませんが、個人の判断で行われているというような答弁をいただきました。当然ながら各個人の方が特定の政党に対して応援するという事は、これを何ら拒むものではない、おかしいものではないのですが、こういったものが例えば、先ほど福祉部の幹部職員の親睦会からの支出の話がありましたが、個人ではなくて、ある特定の市の管理職の会、そういったところから政党や会派への資金提供といったものは、過去になかったのですか。現在、調査されていまずでしょうか。

○生活環境部参事

調査の話は総務部です。私の記憶では今おっしゃったような形のものはないというふうに思っています。

○総務部長

調査は行っております。

○成田（祐）委員

ということは、個人から政党や会派へのカンパはあったとしても、組織としてのそういった資金提供は一切ないという認識でよろしいでしょうか。

○総務部長

基本的にはないというふうに考えております。

○成田（祐）委員

◎外部委員による調査委員会について

それでは少し話のほうを変えまして、外部委員による調査委員会についてお伺いしたいと思います。

外部調査委員会の委員が数名提案されておりますが、その中の一人に結城先生がいらっしゃいます。結城先生に関しては一応私も存じ上げているのですが、この方は与党のある特定の市議の支援者ではないのでしょうか。そういった後援会に入られている、若しくは特定の市議の広報にかかわる物事をされていたというところの事実確認というのはされていますでしょうか。

○総務部長

今回の外部委員の選任に当たりましては、やはり行政側からの恣意性といいますか、そういったものを排除するために、団体ですとか組織に人選をお願いした経過がございます。小樽商科大学につきましては、私が5月20日学長にお会いをしまして、この事件にかかわる外部委員による調査委員会を設置するという事で、大学側には行政あるいは法律、一部コンプライアンスの話もさせていただきましたけれども、そういった経験のある教授を御推薦いただきたいということで、お願いしました。今回御推薦いただいた結城先生については、私どもといたしましては、大学側で教授のお持ちになっている知見なり経験なりを御判断されて推薦されたというふうに考えておりますけれども、特定の方を支持されているかということについては把握いたしておりません。

○成田（祐）委員

もちろん経験のある方が委員になられるというのは当然必要なことだというふうには十分認識はしているのですが、その一方で、小樽に住まわれている方だと、どうしても小樽市と御縁がある方が委員になってしまう可能性が

非常に高いですね。そんな中で今回そういった縛りを一切つけなかったということが、今後選ばれる委員に対して、必ずどこかで言い掛かりをつけられる可能性があるとは思っています。そういう部分で独立性と中立性とおっしゃるのであれば、ここはあえて小樽商科大学ではなく、札幌などのいわゆる選挙権のないところから選択するべきだったと思うのですが、これが確定なのかちょっとわからないのですが、その辺の取扱いというのはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長

私どもといたしましては、そういった考え方があって、一部小樽以外の大学の教授もということで、内部では検討はさせていただきました。しかしながら、やはり取り扱う案件が法律にかかわるものであるということもございまして、地元の大学の教授で、法律なり行政なりの御経験のある方ということでお願いをいたしましたけれども、大学側がこの外部委員による調査委員会を設置するに当たりまして、中立性なり公平性を持った委員会を設置したいということで話をした上で選任いただいたものですから、私どもは推薦された結城先生にも、公平性と中立性を理解した上で審議に臨んでいただけないかというふうには考えております。

○成田（祐）委員

今言ったことを含めて考えますと、市民代表 1 名というのも、小樽市総連合町会に推薦依頼しているというふうに出ているのですが、当然ながらこの方も小樽に住まわれている方なので、もしかしたら市長の支援者かもしれない。もしかしたら今回チケットを買った職員の御親戚かもしれない。そういったことにぶち当たってしまう可能性があるわけなのです。それで完全に独立性と中立性を保てるのかというと、非常にそこは担保できないと思うのです。仮にこの連合町会長だと、たぶんほとんどの選挙の場合、ごあいさつに行ったりしているはずなのですよ。市長も、当然ながらいろいろな町会長とお会いした上で今回の市民の負託を得たという形になっていると思いますので、そういった中で市長の後援会の名簿の中に推薦された町会長が入っていたり、若しくは後援会から市長に関する資料等が送られていたり、そういったような名簿に載っているような方が今回の委員になられるのであれば、非常に中立性と独立性から欠けてしまうと思うのですが、その辺の取扱いについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長

今回、やはりこの委員会の中に市民の皆さんの代表の方にお入りいただいて、御審議いただきたいという私どもの考え方から、総連合町会に人選をお願いいたしました。これも私が総連合町会に行ってお願いをしてきましたが、役員の中には市のOBであったり、市議のOBの方もいらっしゃいますので、基本的にはそういった方は除いていただいた上で、役員の方の中から御選任をいただきたいというお話はさせていただきました。まだ人選については正式に私どものほうにお話はございませんけれども、仮にどなたかの候補者を支援されていたというようなことであれば、それはそれでやはり公平性を欠く部分もありますから、一定程度配慮していかなければならない部分ではないかというふうには考えております。

○成田（祐）委員

今おっしゃっていただいたように、当然ながらそういったことが後からわかってしまえば、それは非常に公平性に欠けると注文をつけられて、そこでまた調査が遅れてしまうということは、市にとって著しく不利益なことだとは思っていますので、ぜひそこはしっかり配慮していただきたいというふうに思います。

もう一点、市民代表のところを総連合町会の代表というふうにご提案されてはいるのですが、その前の弁護士と大学教授の 3 名の方々が男性の方であると、そしてどちらかという御年配の方であるということを見ると、こういった市民代表というのはもっと広い範囲から選んだほうがよかったのではないかと。若しくは女性の方を入れるであるとか、若い方を入れるであるとか、やはりその辺がないので、偏りが少し生まれてしまうと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長

今、成田祐樹委員が御指摘された部分についても、私どもは十分配慮はさせていただきました。このメンバーの中に女性を加えるべきではないか、あるいは比較的年齢層の若い方も加えるべきではないかというようなことも実は考慮させていただきまして、最終的には含まれていない形になっておりますけれども、私どもは一定程度人数が増えることにより審議に時間を要することや審議のスピードも求められていることから、この外部委員による調査委員会の設置に当たって、弁護士連合会の中ではガイドラインもつくられているのですけれども、私どもはそのガイドラインを参考にいたしますと3名以上というのが原則だということであれば、最低限それを満たす条件でこの外部調査委員会を設置すべきだろうということで判断をさせていただいたという経過でございますので、御理解いただければというふうに思っております。

○成田（祐）委員

その部分で委員構成ですが、当然ながらスピードというのは私も再三申し上げてきたことなので、それに対しては十分承知できるのですが、それとともに当然ながら、後から中立性と独立性に欠けた方がなったということにならないように、十分その部分は御配慮いただくことをお願い申し上げたいと思っています。

もう一点、外部委員による調査委員会についてお伺いしたいのですが、これについては結局公費で負担すると。今回の事件の調査を税金を使ってするというのは、非常に市民にとっては納得のいかない案件なのですね。この外部委員の公費負担について、今後の開催回数等いろいろそういった部分が含まれてくると思うのですが、どの程度の負担を今考えていらっしゃるのかお答えいただけますでしょうか。

○総務部次長

先ほども答弁しましたがけれども、これからの開催回数ですとか、そういうものはまだ全然見えない部分がございますから、期間も含めてどのくらいという形では、今のところ私どもは特に押さえてございません。

○成田（祐）委員

ということは調査が長期に及ぶ、若しくはたくさんかかった場合にはそれだけ公費負担がかかって、後からお金だけ出されると。これは市民にとっては非常に納得がいかないと思うのですが、なぜ公費負担しなければならないのだと、税金を使うのだと、そういった話になってくるのですね。後から出されて1,000万円かかりました、500万円かかりました。金額はわからないですよ。そういった話になって、ではそれを通せるかといったら通せないのですよ。その辺はあまりにも見通しがいいかげんだと思うのですが、それでも今のように出されたものを私たちは承知しなければならないというような格好をつくっていかれるのでしょうか。お答えいただけますか。

○総務部次長

基本的には私ども、今回、委員をお願いするに当たっては、市の附属機関等がございますから、弁護士という忙しい職ではありますけれども、市のそういう機関に準ずる金額になります。だから、1日かかって7,000円ですか。8,000円が日額で一番高いところありますから、そういうようなものをお示しして御協力いただくことを考えています。

期間が何年もということまでは私ども当然考えておりませんので、先ほど委員がおっしゃったような金額にはならないと思います。ただ、金額の多寡ではない部分でおっしゃっている部分がございますので、その点につきまして、市としてお願いするに当たって、やはり公費というのが基本になるというふうに私どもも思っておりますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

○成田（祐）委員

全くその金額のめどもつかないのであれば、当然ながら公費でやるというのは、今ここで、はいわかりましたという話にはならないわけです。ただ、金額が少ないのだったら、それなら負担したらいいではないですかと、またそういう話にはなるのですが、やはり市民の皆さんが一番その公費負担、税投入というところが納得のいかない

ところだと思いますので、何かしらの部分でそこを補てん、若しくは償えるようなことをしていただきたいというふうに思っていますが、そういったことも全く今の段階では考えずに、公費負担ありきでやるという感じでしょうか。それとも、そこに直接負担するというわけではないのですが、何かしらのそういった手法はとるということをお考えでしょうか。

○総務部長

この前の臨時会の中でも答弁申し上げておりますけれども、この外部委員による調査委員会につきまして、設置者はあくまでも市が設置する形になっておりますので、基本的には今の段階では、公費の負担によって設置させていただきたいというふうに考えております。

○成田（祐）委員

ここは非常に納得がいかないもので、設置概要が完全に決まり次第、もう一度質問させていただきたいと思います。

◎人事について

少しまた話を戻しまして、現状の部分についてお伺いしたいと思うのですが、今回の略式命令が出た後に、山崎参事が市長に対して退職届を出したという話をお伺いしたのですが、それは事実でしょうか。また、それに対する市長の対応というのはどのようにされたかお答えいただけますか。

○生活環境部参事

そのような事実はございません。

○成田（祐）委員

退職届を出した事実は一切ないという認識で、進退伺等も一切出していないという形でよろしいでしょうか。

○生活環境部参事

答弁したとおりでございます。

○成田（祐）委員

今回の事件に関して、市長は6月1日の段階で留任という形で人事を決められました。一方で、全員がいなくなってしまうたら、本市はどうなるのだと、回るのかどうかといった話が出てくると思います。ただ、その逆として、また大勢で罪を犯していても、市の業務が回らなくなるから全員助かると。今度また20人、30人で何か悪いことをやって、それで、また市が運営に困るので、ちょっとすいません、留任させてくださいと。こういうあしき前例をつくることは、非常に許されないことだと思うのです。もし市長が、今職員や部長職は悪いことをしてしまったけど必要だというのであれば、それ相応の処分というのをやらなければ、バランスがとれないと思うのです。何をやってもいいといった話になってしまえば、毎回そういった事件が起きかねない。大勢でやればいい、赤信号みんなで渡れば怖くないといったことになりかねないので、もし今の部長職がどうしても必要で留任させたいというのであれば、それに対するある程度バランスのとれた処分というのはどのように市長はお考えなのか、お答えいただけますか。

○市長

今回の人事につきましては、スピードを持ってやっていかなければいけないというのが一つでございます。今回のような選挙のあったときというのは、大体6月1日で部長職、次長職の人事は発令しているということですから、今回そのスピードを持っているけれども、特に早くやったという考えは一つもありません。それよりも、今、本市の置かれている状況の中で言うと、何としても今の経済の問題であるとか、東日本大震災後の対応ですとかをしつかり取り組んでいかなければいけないということを私としては大前提で考えました。その上で、今回、略式命令を受けた職員を今後どういうふうにしていくかということについては、法令に照らして、そして今の懲戒審査の問題ですとか、そういったことを踏まえた上でもう一度対処していきたい、このように思っているところでございまして、人がいないからとかそういうことではなくて、今何としても本市の置かれている状況の中でいうと、適材適所

で頑張ってもらわなければいかんという思いで今回の異動を発令したということですので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○成田（祐）委員

市長の意気込みというか、そういった部分は聞かせていただきましたが、自分はどうしても前例ができてしまうという部分があると思います。基本的に市役所というのは前例主義というのがありますよね。過去の前例に照らし合わせるといったことがどうしても出てしまうので、これは職員の皆さんがある程度納得して、このあたりでいいかと思っても、市民の皆さんの御理解をいただけるかという非常に苦しい部分があるので、もし市長が今の留任された部長が必要だとおっしゃるのであれば、それ相応のしっかりした処分を、市民の皆さんが納得する処分というのをぜひ深く御検討いただきたいと思います。

◎職員の事件に対する認識について

もう一点、どうしても最後に市長にお伺いしたい部分があります。職員の事件に対する認識です。今回の事件は、当然ながら罰金刑と公民権停止という処分でありましたが、その一方で、市職員の内部から「これぐらいで何でこんなに責められるのだろう」という声がたくさん出ています。実際、私が、当然ながらいろいろな活動をしていると、若手の職員や、また管理職ではない職員の方とお会いすることがあります。今回お会いして3名ほどそういった話になったのですが、皆さん一様に全部口にしたのは、「いやあ、ちょっとこのぐらいでやるの、やりすぎだよ」と、「悪くないよ、そんなに」といった声が末端の職員から聞こえてくるのです。ということは、全く職員が反省していないのです。若手の職員の方なので、さすがにこの場では名前は申し上げません。職員の中で仲がいいのかもしれませんが、そういうのはわかりますが、どうしてもどこかで職員の皆さんは、全体の組織の中で、これはあまり悪くないのだと、運が悪かったと、そういった認識があるのであれば、やはり末端まで伝わってしまうのです。その方が私だけにではなくて市の外でそういうことを言うてしまうわけですね、自分なんかには言わなければいいのに、そうやって言うてしまうのです。市民の皆さんに言うてしまうのですよ。こうやって、市役所は反省していないと言われてしまうのです。

なので、ぜひそういった認識を持っていらっしゃる管理職の方がいらっしゃるのであれば改めていただきたいし、やはり全職員に対してそういった意識を持ってもらい、今回のことは悪かったのだとしっかり反省していただけるような組織体制づくりを市長にぜひお願いしたいと思ひまして、そこだけ最後に御答弁いただけますでしょうか。

○市長

私は、前例踏襲という言葉が大嫌いなのです。要するに今までやってきたことをそのままやるということが、正しいというふうに私は思わない。今これだけ世の中が変わっていることですから、チェンジ、変化だとかチャレンジだとか、そういう挑戦的なことに取り組んでいきたいというふうになまず思っておりますので、前例踏襲という言葉は私は使いたくもありませんし、今後ともそういう思いは捨てていきたいと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。

それから、一昨日、6月1日ですけれども、部長会議を開き、全部長が集まりました。そのときに私は、市民の皆さんから大変大きな信頼を損ねたということであれば、市民の皆さんのためにどうやって信頼回復をしたらよろしいのか、それぞれの立場、持ち場で考えてほしいと。もう一つは、やはり部下職員が内向きになってはいけなないと。やはり市民の皆さんの顔を見て仕事に取り組むようにというようなことも指示いたしました。ですから何としてもこの市民の皆さんの信頼を回復するためには、我々職員一人一人がその立場の中でしっかりと仕事に取り組んでいただきたい、こういうことでお願いをいたしました。そして、やはり今、元気をなくしている小樽を元気にしなければいけないのだと。そのためには職員一人一人も元気を持って取り組んでいかなければいけない。今、成田祐樹委員がおっしゃっているようなことがもし仮にそうだとしたら、それは絶対あってはいけなないことだと思います。法に抵触して、市民の皆さんの大変大きな信頼を損ねたわけですから、何よりも市民の皆さんに、ごめん

なさいと、そのかわり私たちはこういうことで頑張ります、こういうことに取り組んでいくようにこれからも指示をしていきたいと思っておりますし、そういったことが実現できるようにやっていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○成田（祐）委員

今、市長からおっしゃっていただきましたように、当然ながらけじめをつけていただいて、反省もそうですが、そればかりやっていると進まないということは十分承知しておりますので、ぜひその部分はスピード感を持ってやっていただきたいと思うとともに、私が先ほどいろいろ調査してほしい部分、調べてほしい部分、それが再発防止につながるわけですから、ぜひそういった取組も含めまして、体質改善を図っていただきたいというふうに思います。

○委員長

一新小樽の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。